

入札公告

下記のとおり一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6の規定により公告します。

令和6年4月24日

長野県上伊那広域水道用水企業団
 企業長 白鳥政徳



記

1 工事の概要

- (1) 工事名 令和6年度 No. 2, No. 3沈でん池防水塗装工事 (耐震補強含む)
- (2) 箇所名 箕輪浄水場 薬品沈でん池
- (3) 概要 「工事設計書」のとおり
- (4) 期間 契約日から令和8年1月30日
- (5) 支払条件 ア 前金払 有
イ 部分払 有

2 一般競争入札に参加する者に必要な資格に関する要件

(1)入札参加資格(共通)	○地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。 ○長野県が行う入札参加停止措置を受けていない者であること。 ○公告日現在の長野県の建設工事入札参加資格者名簿に登録されたものであること ○長野県及び所在する市区町村に税の未納額がない者であること。(3か月以内)
(2)入札参加資格業種及び区分	長野県の令和5年10月31日現在 建設工事入札参加者名簿における資格総合点数において「水道施設工事」で863点以上
(3)配置予定技術者に関する要件	主任技術者を配置できること
(4)建設業の許可に関する要件	「水道施設工事」を有していること。
(5)営業所の所在地に関する要件	伊那市、駒ヶ根市、箕輪町、南箕輪村、宮田村に入札参加資格の所在地を有していること。

3 入札手続等

手続等	期間、期日及び期限	場 所
設計図書の閲覧 (入手)	令和6年4月24日(水)から 令和6年5月10日(金)まで 注)1のとおり	上伊那郡箕輪町大字中箕輪2134-32 長野県上伊那広域水道用水企業団事務局
設計図書等の入手方法	同 上	長野県上伊那広域水道用水企業団 ホームページアドレス http://kamiina-suidou.jp/
質問書の受付 (質問書は様式第2号 を使用してください。)	令和6年4月24日(水)から 令和6年4月30日(火)まで 午後5時まで (土日、祝日を除く)	上伊那郡箕輪町大字中箕輪2134-32 長野県上伊那広域水道用水企業団事務局 FAX番号 0265-79-1130 メールアドレス kamiinaw@d7.dion.ne.jp

回答の閲覧期間	令和6年4月24日(水)から 注)2のとおり (最終回答期限) 令和6年5月2日(木)まで	長野県上伊那広域水道用水企業団 ホームページアドレス http://kamiina-suidou.jp/
入札書等の提出開始日 及び提出期限	①入札書等提出開始日 令和6年5月10日(金) 注)3のとおり ②入札書等提出期限 令和6年5月10日(金) 午後5時15分 注)4のとおり ※郵送による場合 一般書留、簡易書留に限る	(提出先) 〒399-4601 長野県上伊那郡箕輪町大字中箕輪2134-32 長野県上伊那広域水道用水企業団事務局
開 札 日	令和6年5月13日(月) 午前9時15分から 注)5のとおり	長野県上伊那郡箕輪町大字中箕輪2134-32 長野県上伊那広域水道用水企業団会議室
落札予定日	令和6年5月21日(火)	注)6のとおり
入札結果の公表	落札決定者決定の翌日	注)7のとおり

- 注1 閲覧時間は、企業団の休日を定める条例(平成18年企業団条例第3号)第1条第1項に規定する企業団の休日を除く午前8時30分から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。)とします。
- 2 質問内容により回答の閲覧(長野県上伊那広域水道用水企業団ホームページ(以下「ホームページ」という。)への掲載)に日数がかかる場合があります。ただし、最終回答期限までには回答します。
- 3 質問回答につきまして、応札のための積算に関わる事項をお知らせすることがありますので、当該日までの質問回答をご承知の上、入札書等の提出を行ってください。
- 4 郵送、持参にかかわらず、「8 外封筒及び中封筒貼付け用紙」を切り抜き、商号又は名称、担当者名及び担当者連絡先(電話番号及びFAX番号)を記載の上、外封筒及び中封筒の両方の表面に糊で貼り付けてください。
- 5 開札日当日の入札案件数又は入札者数により開札時間が遅れる場合があります。
- 6 落札者決定予定日は、入札参加資格要件審査の状況により変更する場合があります。
- 7 入札結果等は、ホームページに掲載します。

4 地方自治法施行令第167条の10第2項(最低制限価格)の適用の有無
この入札は、最低制限価格を設けます。

5 落札者の決定方法等

- (1) 入札参加資格要件審査及び落札者の決定は、開札後に行います。
- (2) 入札参加資格要件審査は、予定価格及び最低制限価格の制限の範囲内の金額で入札した者(適合した履行がされないおそれがあると認められた者を除く)のうち最低の価格をもって入札をしたものから入札価格の低い順に実施し、入札参加資格要件を満たしている者1人が確認できるまで行いますので、指示のあった者は、指示があった日の翌日から起算して2日以内(休日を除く)に、指示のあった入札参加資格要件審査書類を提出してください。
- (3) 落札者の決定は、審査資料の提出があった日から起算して3日以内(休日を除く)に行い、ファクシミリまたは電話で連絡します。
- (4) 入札参加資格要件を満たしていないことを確認された者へは、入札参加資格要件不適合通知書(以下「不適合通知書」という)により通知します。
不適合通知書を受領した者は、その通知の発送日の翌日から起算して5日以内(休日を除く)に、書面により、入札参加資格要件を満たしていないことの原因について説明を求められます。
説明を求めた者へは、書面を受領した日の翌日から起算して10日以内(休日を除く)に、書面により回答します。

6 その他

- (1) 工事費内訳書については、「工事(業務)費内訳書の提出について」をご覧ください。
- (2) 開札に立会う必要はありませんが、立会う場合には開始時刻までに入室ください。
- (3) 「企業団建設工事に係る一般競争入札(事後審査方式)入札心得」をご覧ください。

7 入札担当(問い合わせ先)

長野県上伊那郡箕輪町大字中箕輪 2 1 3 4-3 2
長野県上伊那広域水道用水企業団事務局
電話 0265-79-1131 庶務係

8 外封筒及び中封筒貼付け用紙

(点線に沿って切り取り、外封筒と中封筒の両方の表面に糊で貼り付けてください。)

〒399-4601
長野県上伊那郡箕輪町大字中箕輪 2 1 3 4-3 2

長野県上伊那広域水道用水企業団事務局 行き

入札書等提出期限 令和6年5月10日(金)

開札日 令和6年5月13日(月)

工事名 令和6年度 No.2.No.3沈でん池防水塗装工事(耐震補強含む)

箇所名 箕輪浄水場 薬品沈でん池

商号又は名称

担当者名

担当者連絡先(電話番号)

担当者連絡先(FAX番号)

9 入札用封筒受付票

(入札書等を持参し、提出する場合で、提出したことを証する書類が必要な場合は、必要事項を記入し、切り取って持参してください。)

入札用封筒受付票

開札日 令和6年5月13日(月)

工事名 令和6年度 No.2.No.3沈でん池防水塗装工事(耐震補強含む)

箇所名 箕輪浄水場 薬品沈でん池

商号又は名称

受付印

工 事 設 計 書

長野県上伊那広域水道用水企業団

--	--

事業名 令和6年度 No.2,No.3沈でん池防水塗装工事(耐震補強含む)

金抜設計書

個所名	上伊那郡箕輪町大字中箕輪2134-32 箕輪浄水場 薬品沈でん池	種別	
-----	----------------------------------	----	--

設計大要	施工期間	契約日 令和8年 1月 30日	から	まで	施工方法
------	------	--------------------	----	----	------

- | | |
|-------------|-----------------|
| 1. 塗装工事 | 2 池 (No.2・No.3) |
| 2. ひび割れ補修工事 | 2 池 (No.2・No.3) |
| 3. 伸縮目地修繕工事 | 2 池 (No.2・No.3) |
| 4. 耐震補強工事 | 2 池 (No.2・No.3) |

起 工 理 由

金 円

工 事 価 格	円
消 費 税 相 当 額	円
計	円

	変更請負算出		
_____	×	_____	=
	当 初	変 更	変 更 増 額
設 計 額			
契 約 額			
消 費 税 相 当 額			
計			

名称	規格	単位	構成比 (%)	東京単価 (円)	長野単価 (円)	摘要
K						
K1						
K2						
K3						
K4						
R			47.07			
R1	平・屋	人	29.15			
R2	土木一般世話役	人	8.50			
R3	特殊作業員	人	7.20			
R4						
Z			52.93			
Z1	生コンクリート	m ³	52.93			
Z2						
Z3						
Z4						
S						
S						

$$\begin{aligned}
 & \text{標準単価} \quad \boxed{37,056.00} \times \left\{ \left(\frac{100}{100} \times \frac{100}{100} + \frac{100}{100} \times \frac{100}{100} + \frac{100}{100} \times \frac{100}{100} \right) \times \frac{100}{100} + \frac{100}{100} \times \frac{100}{100} + \frac{100}{100} \times \frac{100}{100} \right\} \\
 & + \left(\frac{29.15}{100} \times \frac{100}{100} + \frac{8.50}{100} \times \frac{100}{100} + \frac{7.20}{100} \times \frac{100}{100} \right) \times \frac{100}{100} \times \frac{100}{100} \times \frac{100}{100} \times \frac{100}{100} \times \frac{100}{100} \times \frac{100}{100} \times \frac{100}{100} \\
 & + \left(\frac{52.93}{100} \times \frac{100}{100} + \frac{100}{100} \times \frac{100}{100} + \frac{100}{100} \times \frac{100}{100} \right) \times \frac{100}{100} \times \frac{100}{100} \times \frac{100}{100} \times \frac{100}{100} \times \frac{100}{100} \times \frac{100}{100} \times \frac{100}{100} \\
 & + \left(\frac{100.00}{100} - \frac{47.07}{100} - \frac{52.93}{100} \right)
 \end{aligned}$$

積算単価 = (円 / m³)

名称	規格	単位	構成比 (%)	東京単価 (円)	長野単価 (円)	摘要
K						
K1						
K2						
K3						
K4						
R			100.00			
R1	平・屋	人	43.77			
R2	普通作業員	人	31.27			
R3	土木一般世話役	人	11.92			
R4						
Z						
Z1						
Z2						
Z3						
Z4						
S						

$$\begin{aligned}
 & \text{標準単価} \quad 8,483.40 \times \left\{ \left(\frac{100}{100} \times \frac{100}{100} + \frac{100}{100} \times \frac{100}{100} + \frac{100}{100} \times \frac{100}{100} \right) \times \frac{100}{100} + \frac{100}{100} \times \frac{100}{100} + \frac{100}{100} \times \frac{100}{100} \right\} \\
 & + \left(\frac{43.77}{100} \times \frac{31.27}{100} + \frac{31.27}{100} \times \frac{11.92}{100} + \frac{11.92}{100} \times \frac{100.00}{100} \right) \times \frac{100.00}{100} \\
 & + \left(\frac{100}{100} \times \frac{100}{100} + \frac{100}{100} \times \frac{100}{100} + \frac{100}{100} \times \frac{100}{100} \right) \times \frac{100}{100} + \frac{100}{100} \times \frac{100}{100} \\
 & + \left(\frac{100.00}{100} - \frac{100.00}{100} - \frac{100.00}{100} \right)
 \end{aligned}$$

積算単価 = (円 / m²)

現場発生品運搬

トラック[クレーン装置付]ベーストラック4～4.5t級、吊能力2.9t DID無し 11.0km以下 単位 : t

名称	規格	単位	構成比 (%)	東京単価 (円)	長野単価 (円)	摘要
K			17.08			
K1	トラック[クレーン装置付]	供用日	17.08			
K2						
K3						
K4						
R			79.03			
R1	運転手 (特殊)	人	40.25			
R2	特殊作業員	人	38.78			
R3						
R4						
Z			3.89			
Z1	軽油	L	3.89			
Z2						
Z3						
Z4						
S						
S						

$$\begin{aligned}
 & \text{標準単価} \quad 5,438.30 \times \left\{ \left(\frac{17.08}{100} \times \text{---} + \frac{100}{100} \times \text{---} + \frac{100}{100} \times \text{---} \right) \times \text{---} + \frac{17.08}{100} \times \text{---} + \text{---} \right. \\
 & + \left(\frac{40.25}{100} \times \text{---} + \frac{38.78}{100} \times \text{---} + \frac{100}{100} \times \text{---} + \frac{100}{100} \times \text{---} \right) \times \text{---} + \frac{79.03}{100} \times \text{---} + \text{---} \\
 & + \left(\frac{3.89}{100} \times \text{---} + \frac{100}{100} \times \text{---} + \frac{100}{100} \times \text{---} + \frac{100}{100} \times \text{---} \right) \times \text{---} + \frac{3.89}{100} \times \text{---} + \text{---} + \frac{100}{100} \times \text{---} \\
 & \left. + \left(\frac{100.00}{100} - \frac{17.08}{100} - \frac{79.03}{100} - \frac{3.89}{100} \right) \right\}
 \end{aligned}$$

積算単価 = (円 / t)

名称	規格	単位	構成比 (%)	東京単価 (円)	長野単価 (円)	摘要
K			13.36			
K1	パキユーム式・種式 切削深20cm級 ブレード径56cm	供用日	9.09			
K2						
K3						
K4						
R			49.56			
R1	平・屋	人	16.98			
R2	平・屋	人	9.17			
R3	平・屋	人	7.58			
R4						
Z			37.08			
Z1	ブレード 径22インチ (56cm)	枚	33.48			
Z2	レギュラー スタンド	L	2.45			
Z3						
Z4						
S						
S						

$$\begin{aligned}
 & \text{標準単価} \quad \boxed{1,222.00} \times \left\{ \left(\frac{9.09}{100} \times \text{---} + \frac{100}{100} \times \text{---} + \frac{100}{100} \times \text{---} + \frac{100}{100} \times \text{---} \right) \times \text{---} + \frac{13.36}{100} \times \text{---} + \text{---} \right. \\
 & + \left(\frac{16.98}{100} \times \text{---} + \frac{9.17}{100} \times \text{---} + \frac{7.58}{100} \times \text{---} + \frac{7.58}{100} \times \text{---} \right) \times \text{---} + \frac{49.56}{100} \times \text{---} \\
 & + \left(\frac{33.48}{100} \times \text{---} + \frac{2.45}{100} \times \text{---} + \frac{100}{100} \times \text{---} + \frac{100}{100} \times \text{---} + \frac{100}{100} \times \text{---} \right) \times \text{---} + \frac{37.08}{100} \times \text{---} \\
 & \left. + \left(\frac{100.00}{100} - \frac{13.36}{100} - \frac{49.56}{100} - \frac{37.08}{100} - \text{---} \right) \right\} \\
 & = \text{---} \quad (\text{円} / \text{m})
 \end{aligned}$$

名称	規格	単位	構成比 (%)	東京単価 (円)	長野単価 (円)	摘要
K			10.58			
K1	パキキューム式 (超低騒音型) ・ 湿式 切削深30cm級 ブレード径75cm	供用日	7.20			
K2						
K3						
K4						
R			36.99			
R1	平・屋	人	12.66			
R2	土木一般世話役	人	6.84			
R3	普通作業員	人	5.66			
R4						
Z			52.43			
Z1	コンクリートカッタ	枚	23.68			
Z2	コンクリートカッタ	枚	16.23			
Z3	コンクリートカッタ	枚	9.93			
Z4	レギュラー スタンド	L	1.76			
S						

$$\begin{aligned}
 & \text{標準単価} \quad \boxed{3,148.00} \times \left\{ \left(\frac{7.20}{100} \times \text{---} + \frac{100}{100} \times \text{---} + \frac{100}{100} \times \text{---} + \frac{100}{100} \times \text{---} \right) \times \text{---} + \frac{10.58}{100} \times \text{---} + \right. \\
 & + \left(\frac{12.66}{100} \times \text{---} + \frac{6.84}{100} \times \text{---} + \frac{5.66}{100} \times \text{---} + \frac{52.43}{100} \times \text{---} \right) \times \text{---} + \frac{36.99}{100} \times \text{---} \\
 & + \left(\frac{23.68}{100} \times \text{---} + \frac{16.23}{100} \times \text{---} + \frac{9.93}{100} \times \text{---} + \frac{1.76}{100} \times \text{---} \right) \times \text{---} + \frac{52.43}{100} \times \text{---} \\
 & \left. + \left(\frac{100.00}{100} - \frac{10.58}{100} - \frac{36.99}{100} - \frac{52.43}{100} \right) \right\} \\
 & = \text{---} \quad (\text{円} / \text{m})
 \end{aligned}$$

令和6年度 No. 2, No. 3沈でん池防水塗装工事
(耐震補強含む)

設 計 図 面

令 和 6 年 4 月

長野県上伊那広域水道用水企業団

令和6年度 No.2, No.3沈でん池防水塗装工事(耐震補強含む)

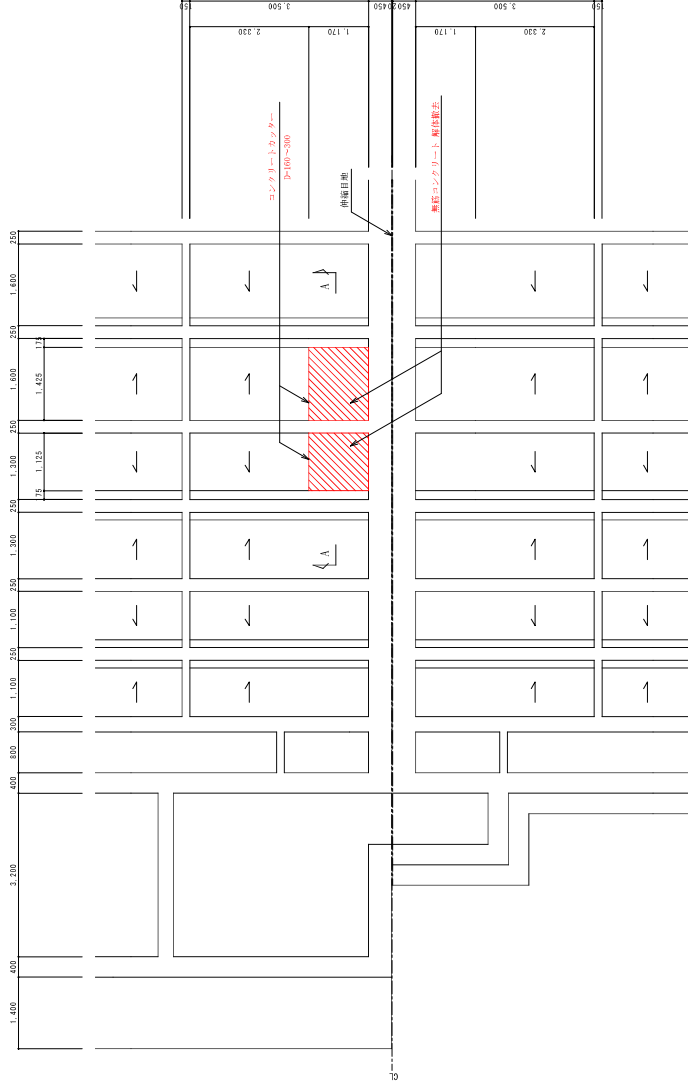
図 面 目 録

図 番	名 称	縮 尺 (A1)	図 番	名 称	縮 尺
II-1	No.2沈でん池 解体撤去図(1)	1/50	III-10	No.3沈でん池 塗装断面図(1)	1/100, 1/40
II-2	No.2沈でん池 解体撤去図(2)	1/100, 1/30	III-11	No.3沈でん池 塗装断面図(2)	1/40, 1/20
II-3	No.2沈でん池 補強構造図(1)	1/50			
II-4	No.2沈でん池 補強構造図(2)	1/100, 1/30			
II-5	No.2沈でん池 補強構造図(3)	1/50			
II-6	No.2沈でん池 補強詳細図(1)	1/30, 1/20			
II-7	No.2沈でん池 補強詳細図(2)	1/30, 1/20			
II-8	No.2沈でん池 補強詳細図(3)	1/50, 1/20			
II-9	No.2沈でん池 塗装平面図	1/200			
II-10	No.2沈でん池 塗装断面図(1)	1/100, 1/40			
II-11	No.2沈でん池 塗装断面図(2)	1/40, 1/20			
III-1	No.3沈でん池 解体撤去図(1)	1/50			
III-2	No.3沈でん池 解体撤去図(2)	1/100, 1/30			
III-3	No.3沈でん池 補強構造図(1)	1/50			
III-4	No.3沈でん池 補強構造図(2)	1/100, 1/30			
III-5	No.3沈でん池 補強構造図(3)	1/50			
III-6	No.3沈でん池 補強詳細図(1)	1/30, 1/20			
III-7	No.3沈でん池 補強詳細図(2)	1/30, 1/20			
III-8	No.3沈でん池 補強詳細図(3)	1/50, 1/20			
III-9	No.3沈でん池 塗装平面図	1/200			

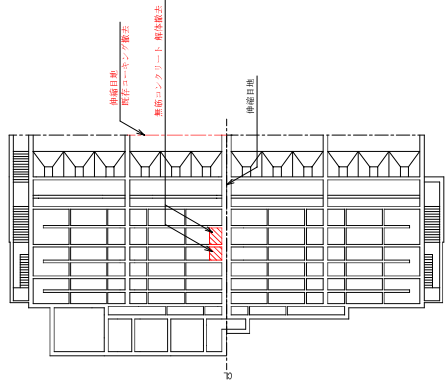
No. 2沈でん池 解体撤去図(1)

S = 1:50

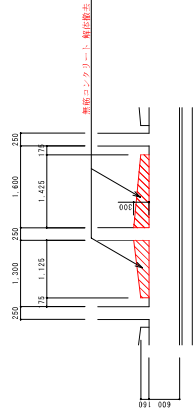
ブロック形成池底版 平面図



解体撤去位置図



A-A断面図



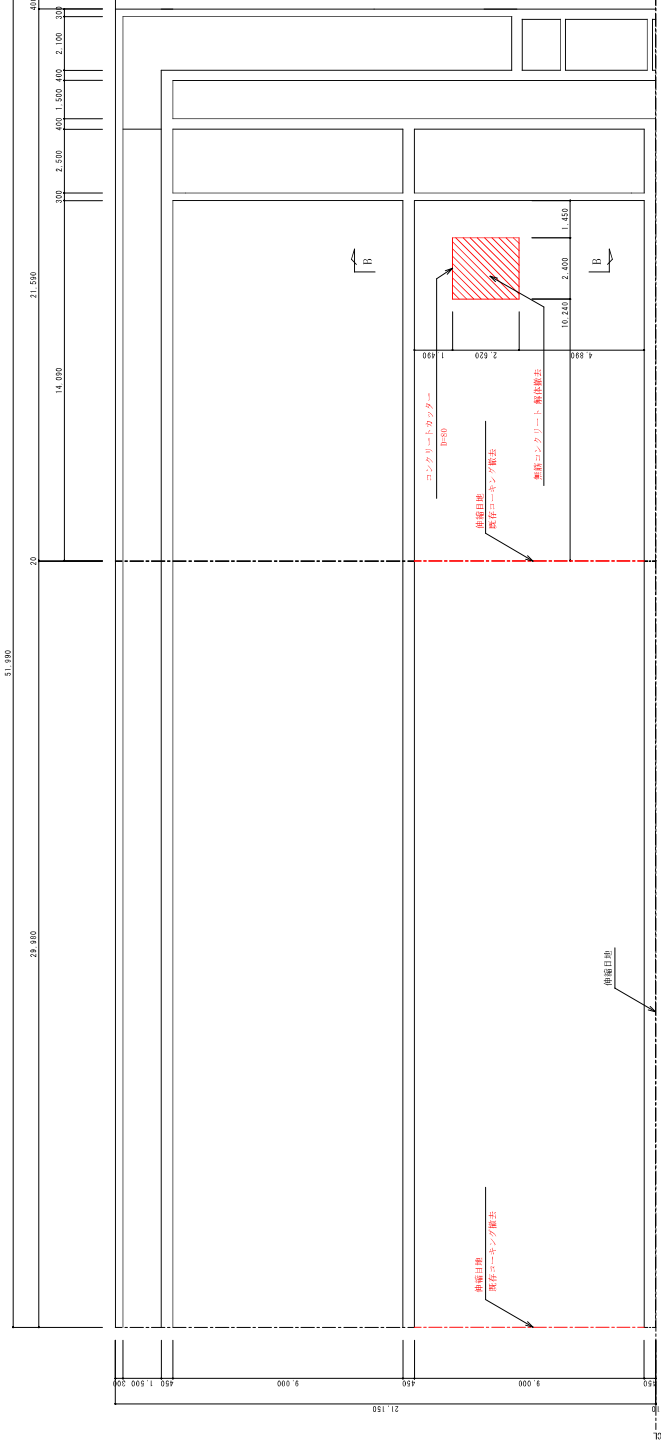
凡 例
 無筋コンクリート (P=100~300) 解体撤去

工事名	令和年度 No.2.沈でん池底版形成池底版工事
図番名	No.2沈でん池 解体撤去図(1)
図番目	令和 6年 5月
欄 尺	1:50(A1)
事業所	国産電力
業 種	建設業
業 務 者	長野県土木建築士会 長野県土木建築士会 長野県土木建築士会

No. 2沈でん池 解体撤去図 (2)

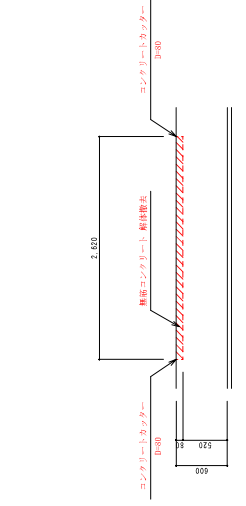
沈でん池底板 平面図

S = 1:100

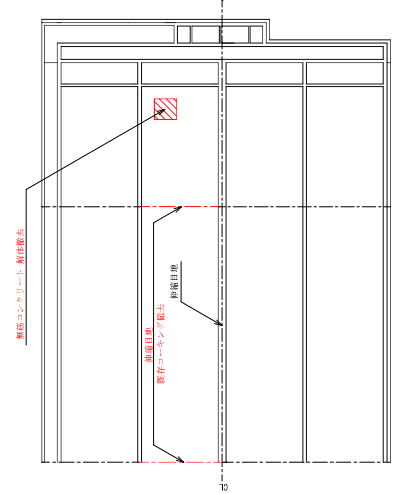


B-B断面図

S = 1:30



解体撤去位置図



凡 例

鋼筋コンクリート 撤去部

工事名	令和年度 No.2 沈でん池の維持管理工事 (建設費削減)
図番名	No.2 沈でん池 解体撤去図(2)
図号	令和 年度 科目
欄 尺	1:100(30/30)
事業所	国庫管 田中
業務所	築港事務所
発行所	長野県土木建設課 築港事務所

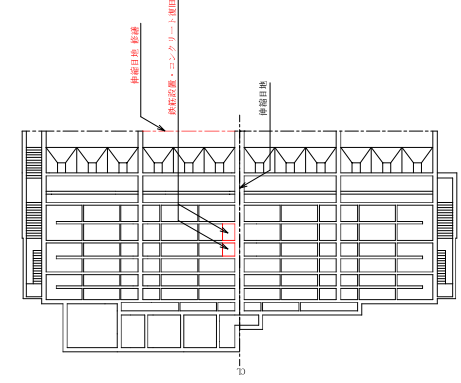
No. 2沈でん池 補強構造図(1)

S = 1:50

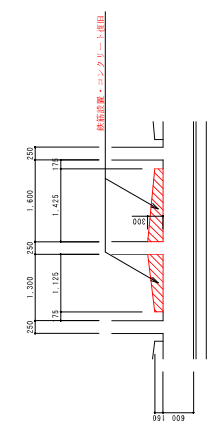
ブロック形成池底版 平面図



補強位置図



A-A断面図



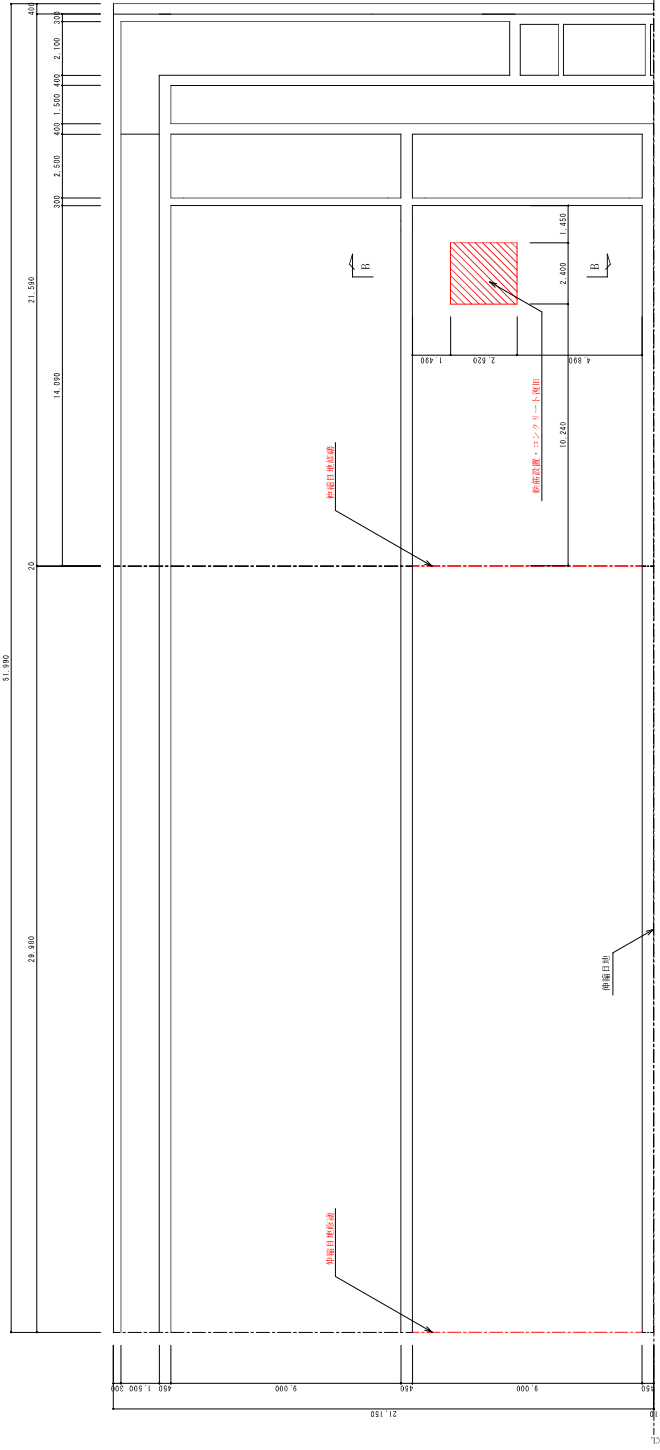
凡 例
 補強設置 DI.5 et cetera200・コンクリート厚目 e100~300

工事名	令和年度 No.2 沈でん池からの池底版改修工事 (池底版改修)		
図番名	No.2沈でん池 補強構造図(1)		
図原目	令和 年度 月	図原番号	0-1
欄 尺	1:50(A1)	図原番号	0-1
事業所	茨城県水務局		
設計者	茨城県水務局水務用私企業		

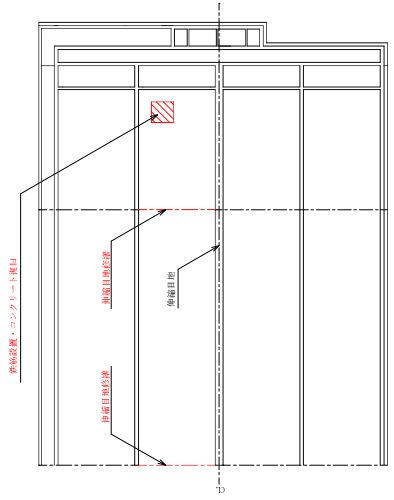
No. 2沈でん池 補強構造図(2)

沈でん池底版 平面図

S = 1:100

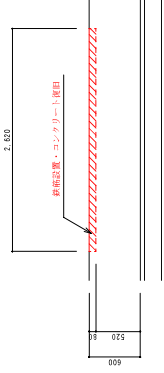


補強位置図



B-B断面図

S = 1:30



凡 例

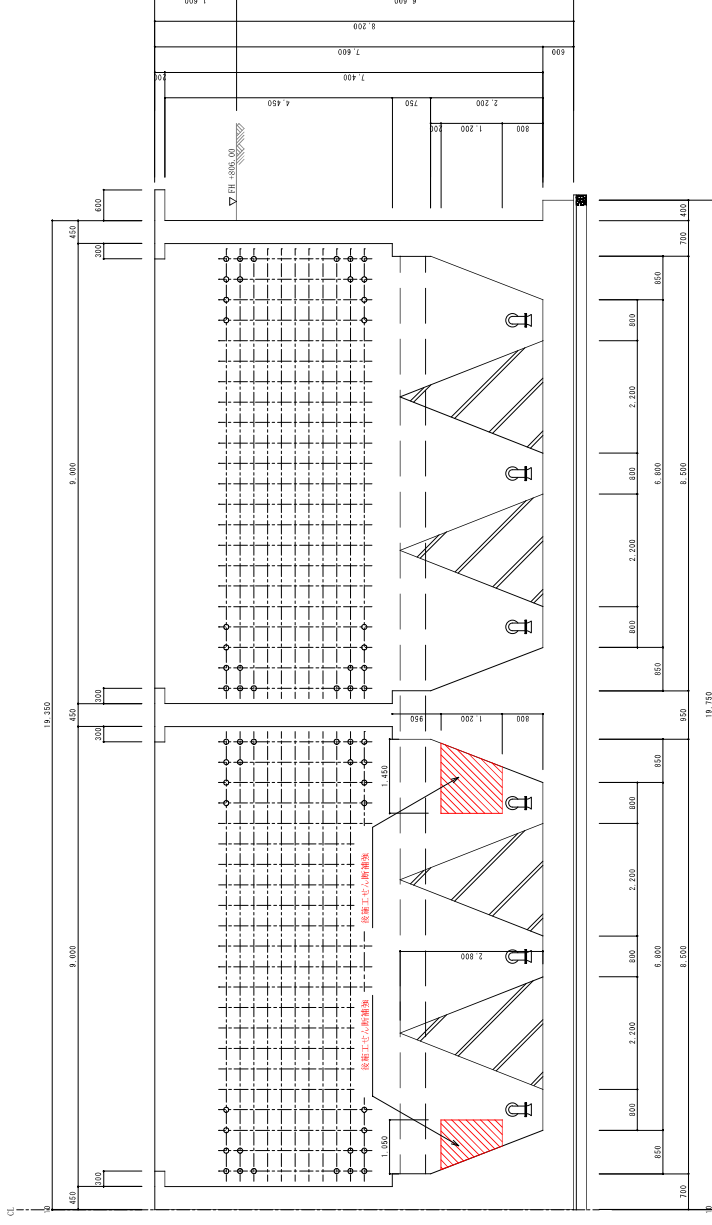


工事名	令和年度 No.2沈でん池底版補強工事
図番名	補強構造図(2)
図番目	令和 年度 月 日
縮 尺	1:100(30/30)
事業所	運輸水務部
発行所	長野県庁建設水務部水産振興課

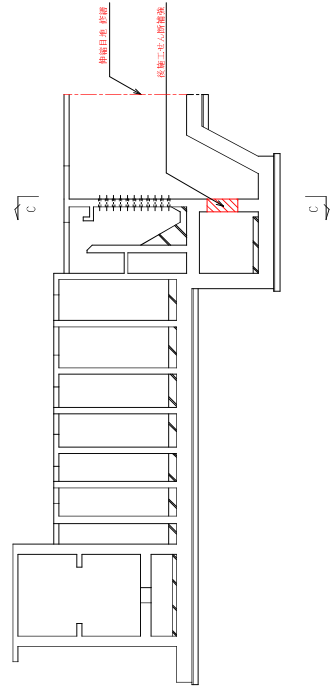
No. 2沈でん池 補強構造図(3)

S = 1:50

C-C断面図



補強位置図



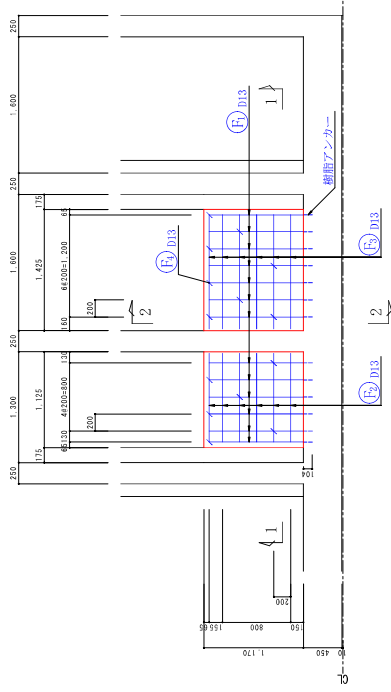
工事名	令和年度 No.2沈でん池の施設改良工事業 （建設費負担方式）		
図番名	No.2沈でん池 補強構造図(3)		
図番目	令和 年度 月	図番番号	01-5
標準図	1:50(A1)	図番番号	01-5
発行所	長野県土木建築試験所		
発行所	長野県土木建築試験所 土木部		

凡 例
 後継工による補強箇所 (D3: c/c200×900)

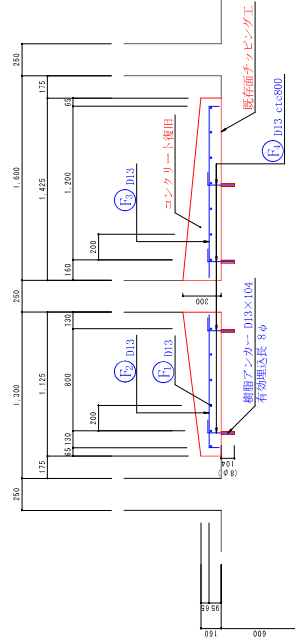
No.2沈でん池 補強詳細図(1)

ブロック形成池底版 鉄筋コンクリート施工

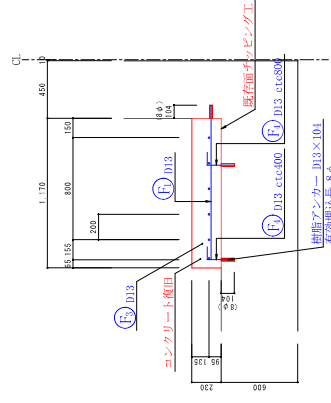
平面図
S = 1:30



1-1断面図
S = 1:20



2-2断面図
S = 1:20



凡例

—	コンクリート復旧 100×300
—	鉄筋設置 D13 4×1200×200

注) φは、鉄筋径を示す

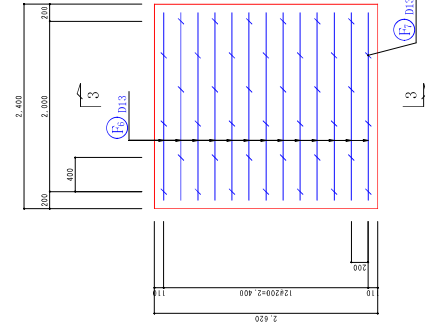
工事名	令和年度 No.2.第2号工事の進捗状況調査工事 (建設費削減型)
図番名	No.2沈でん池 補強詳細図(1)
図面日	令和 6年 5月
欄 尺	1:30, 20(A)
事業所	国産電力
業種	建設業
作成者	長野県庁建設部 土木課 田中 誠

No.2沈でん池 補強詳細図(2)

沈でん池底版 鉄筋コンクリート施工

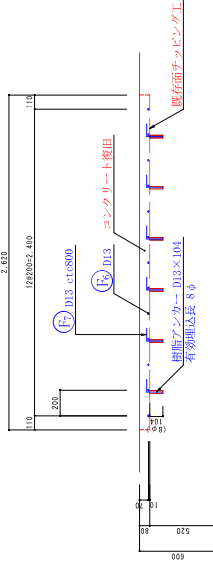
a 部 平面図

S = 1:30

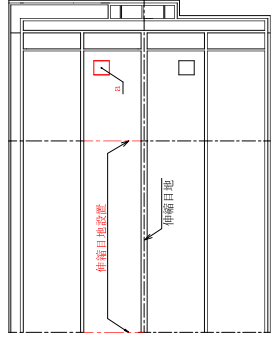


3-3断面図

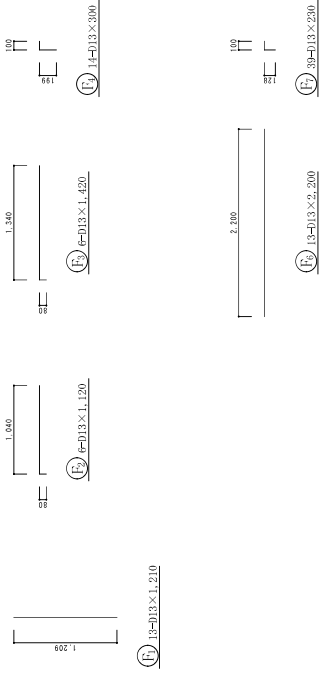
S = 1:20



補強位置図



鉄筋加工図 各部分法は参考寸法を示す



鉄筋質量表

記号	長さ	本数	単位質量	一本当り質量	質量	概要
F ₁	D13	13	0.995	1.20	16	1
F ₂	D13	1,120	6	0.995	1.11	7
F ₃	D13	1,420	6	0.995	1.41	8
F ₄	D13	300	14	0.995	0.298	4
F ₆	D13	2,200	13	0.995	2.19	28
F ₇	D13	230	39	0.995	0.229	9
					72	
合 計					D13	72 kg
総質量						72 kg

凡 例

コンクリート復旧	1:80
鉄筋設置	D13 c.c.200

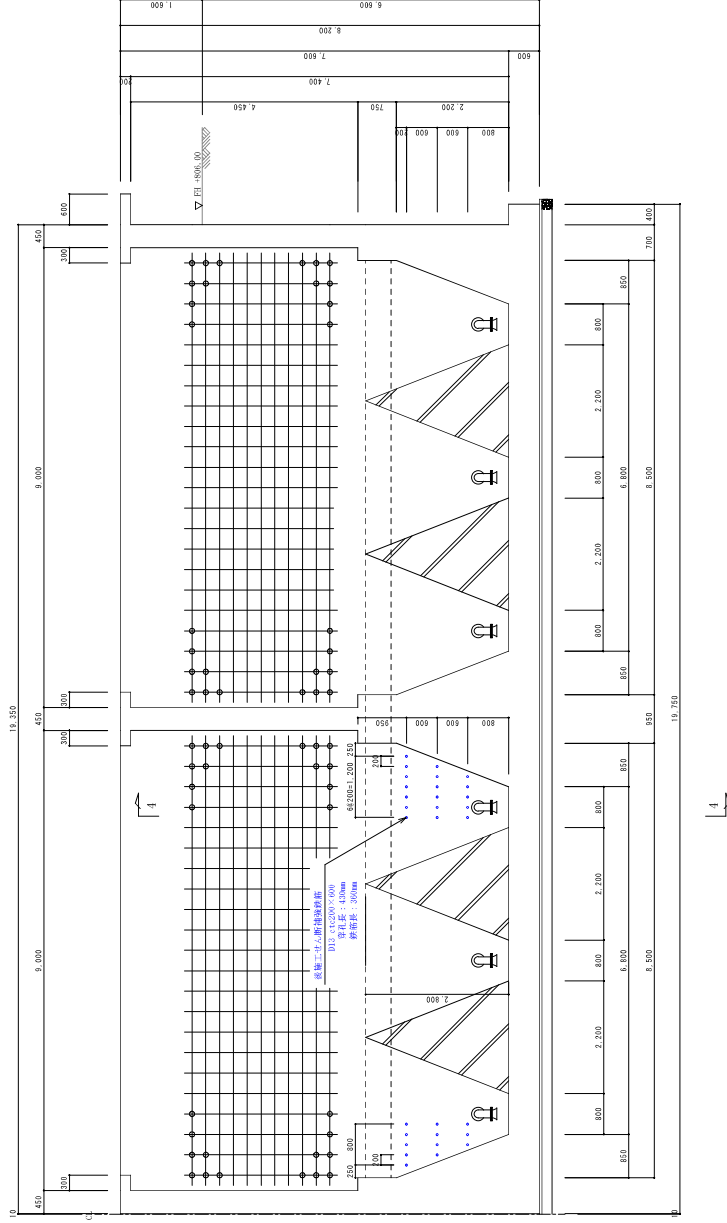
注) 〇は、鉄筋係を示す

工事名	令和年度 No.2, No.3, No.4の電力施設工事
図番名	No.2沈でん池 補強詳細図(2)
図番目	令和 6年 4月
欄 尺	1:30, 20(A)
事業所	国電電力
発注者	長野県庁建設部

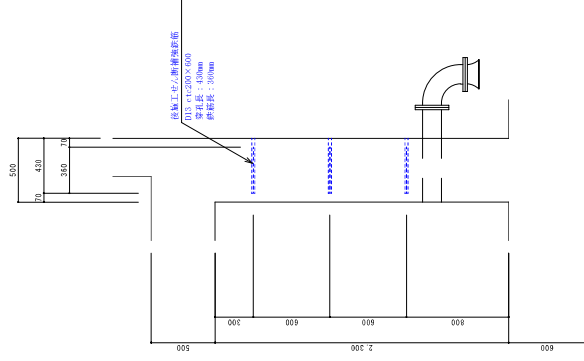
No. 2沈でん池 補強詳細図(3)

沈でん池隔壁 後施工せん断補強鉄筋施工

側面図
S = 1:50



4-4断面図
S = 1:20

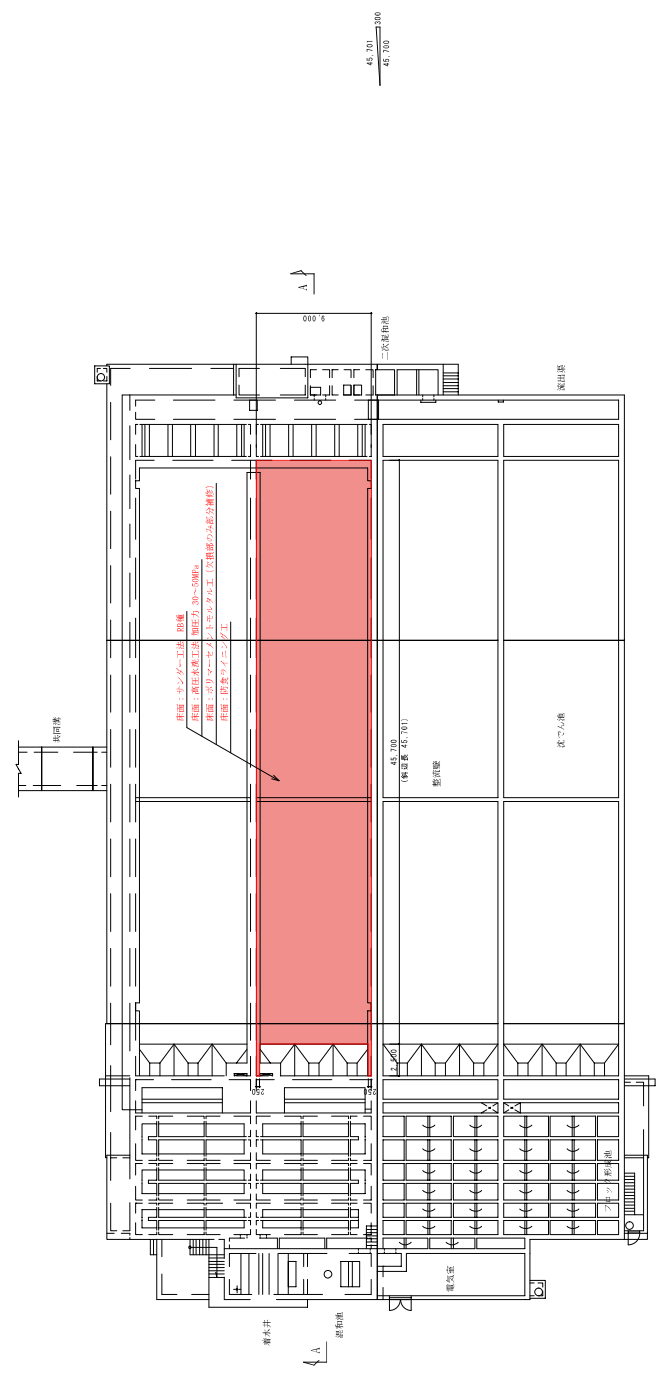


凡例
○ 後施工せん断補強鉄筋 (D13 c/c200×900)

工事名	令和年度 No.2.第2地区の下水道施設工事 (建設費削減型)
図番	No.2沈でん池 補強詳細図(3)
図名	令和 4年 4月
縮尺	1:50, 20(A)
製図者	田中 浩一
検査者	高橋 孝太郎
発行所	長野県上下水道局建設課

No. 2沈でん池 塗装平面図

S = 1:200



凡 例



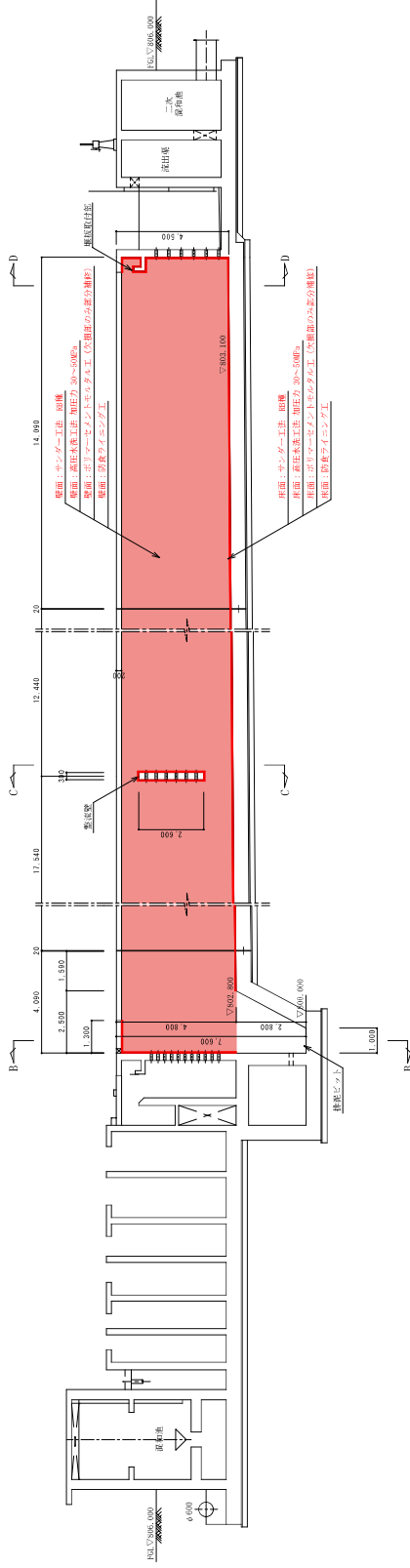
<仕様>

施 工	備 考	備 考
サンダーエッジ	粗度及び下地処理部の除去	80度
高圧高寒エッジ	図併 塗膜厚測定	圧力：30～50 MPa
計画：エポキシ樹脂系ペイント施工	欠損部の外部分離壁	厚 5 mm
計画：防食ライニング工	欠損部の外部分離壁	厚 5 mm
計画：防食ライニング工	図併 塗膜厚測定	JWA-K15 適合基準
計画：防食ライニング工	図併 塗膜厚測定	JWA-K15 適合基準

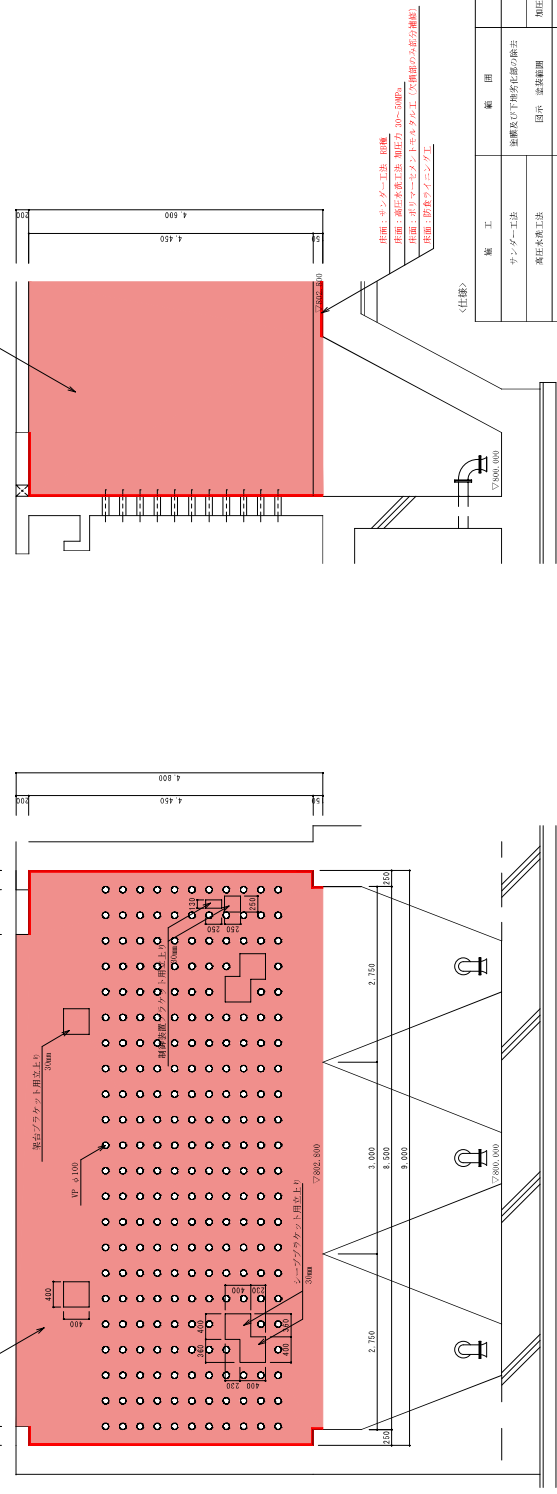
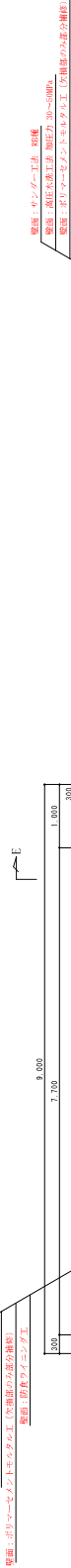
工事名	令和年度 No.2 沈でん池の塗装工事 （建設費削減型）
図番名	No.2沈でん池 塗装平面図
図原目	令和 4年 4月
縮 尺	1:200(A1)
事務所	国産電力
発注者	国産電力株式会社電源水産部

No. 2沈でん池 塗装断面図(1)

A-A断面図
S = 1:100



B-B断面図
S = 1:40



凡例
塗膜断面

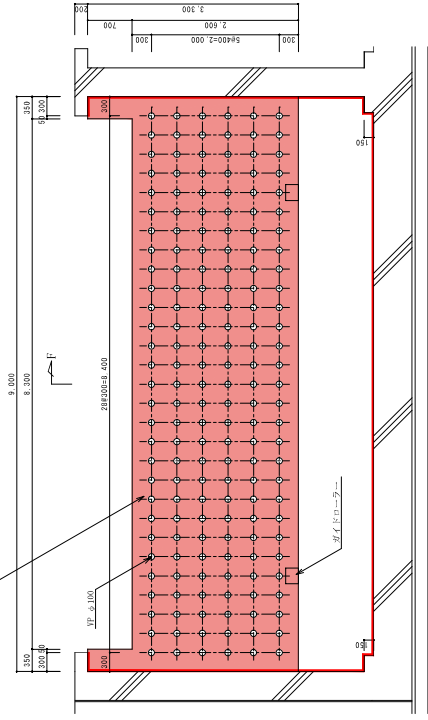
工種	塗膜	備考
サンダー工法	粗面及び下地処理部の除去	800℃
薬液水洗工法	図示 塗膜剥離	加圧力 30~50 MPa
厚面: ポリウレタンエポキシ樹脂工	欠損部の全部分離除去	厚 5 mm
厚面: ポリウレタンエポキシ樹脂工	欠損部の全部分離除去	厚 5 mm
厚面: 防食ライニング工	図示 塗膜剥離	JWA K115 適合基準
厚面: 防食ライニング工	図示 塗膜剥離	JWA K115 適合基準

工号	令和年度 No.2.沈でん池の施設改善工事業(建設費削減型)		
図番	No.2沈でん池 塗装断面図(1)		
図尺	全図	令和 6年 4月	II-10
事業所	1:100(40A)	図番	塗装断面図
発行所	長野県庁建設部水務課		

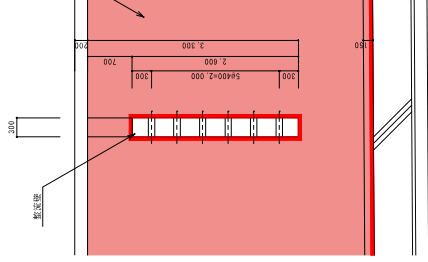
No. 2沈でん池 塗装断面図 (2)

C-C断面図
S = 1:40

壁面：サンダー工法 防蟻
 壁面：高圧水洗工法 加圧力 300~500kPa
 壁面：ポリウレタンエポキシ樹脂工（欠損部のみ部分補修）
 壁面：防食ライニング工

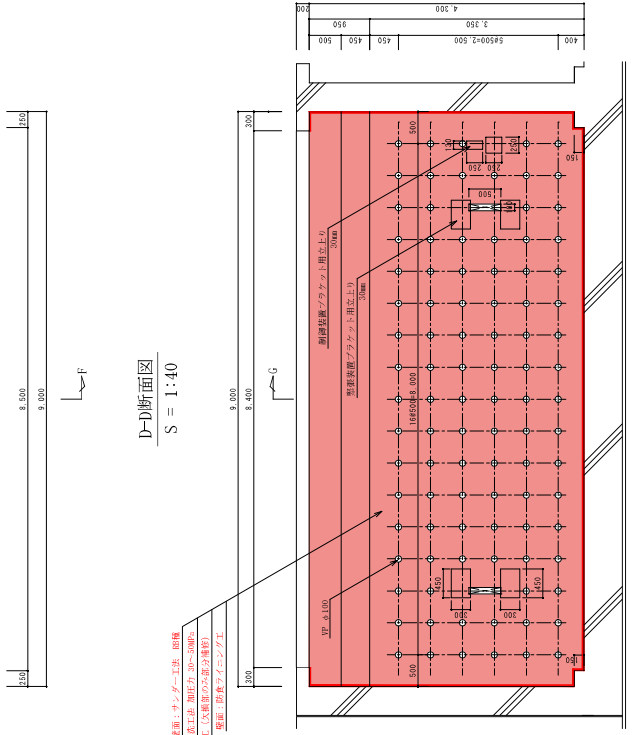


F-F断面図
S = 1:40

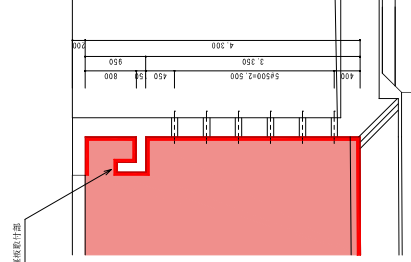


D-D断面図
S = 1:40

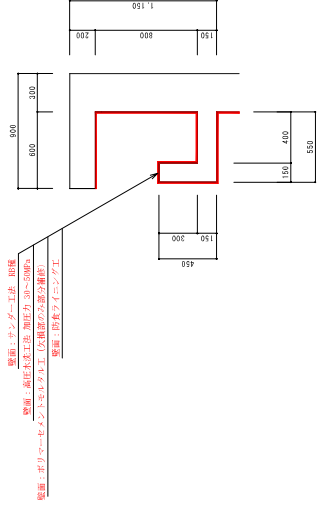
壁面：サンダー工法 防蟻
 壁面：高圧水洗工法 加圧力 300~500kPa
 壁面：ポリウレタンエポキシ樹脂工（欠損部のみ部分補修）
 壁面：防食ライニング工



G-G断面図
S = 1:40



底板取付部詳細図
S = 1:20



<仕様>

凡 例
塗材範囲

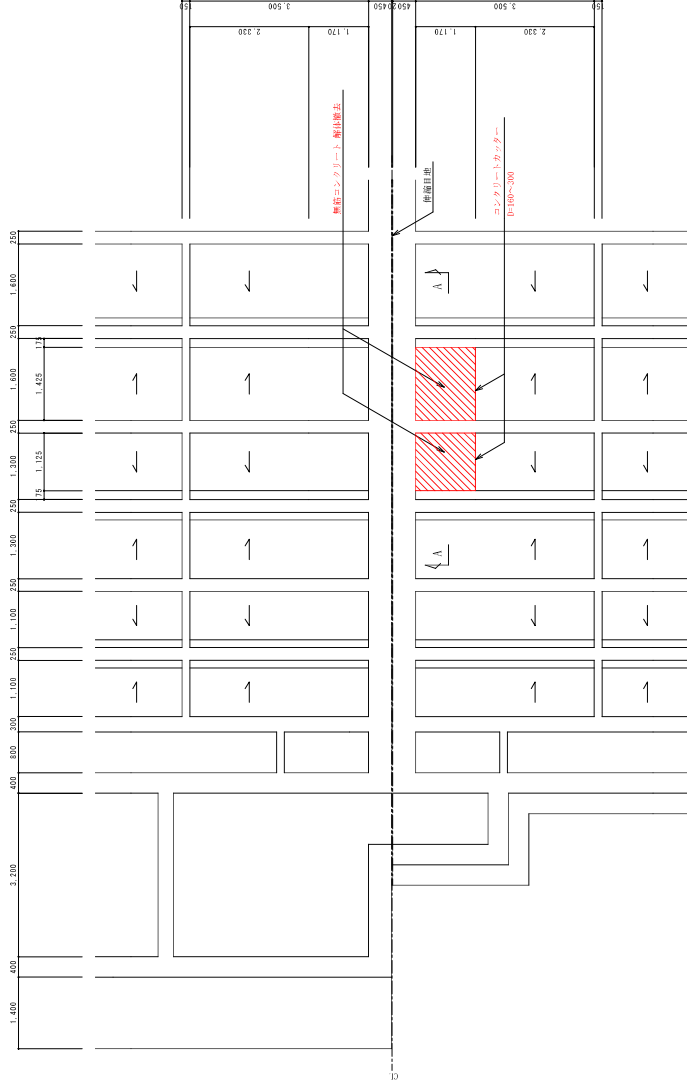
施 工	備 考
サンダー工法	防蟻及び下地処理部の除去
高圧水洗工法	図示 塗材範囲 加圧力 300~500 kPa
底面：ポリウレタンエポキシ樹脂工	欠損部のみ部分補修
底面：防食ライニング工	欠損部のみ部分補修
壁面：防食ライニング工	図示 塗材範囲 JWA-K145 適合基準
壁面：防食ライニング工	図示 塗材範囲 JWA-K145 適合基準

工事名	令和年度 No.2沈でん池の施設改善工 （建設費削減型）
図番名	No.2沈でん池 塗装断面図(2)
図目録	令和 04年 4月
欄 尺	1:40, 20(1)
事業所	図番番号
発行所	発行人名
発行所	発行所住所

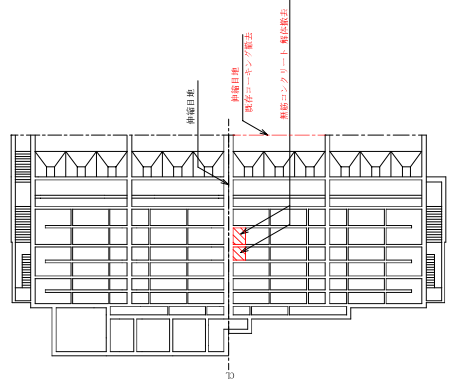
No. 3沈でん池 解体撤去図(1)

S = 1:50

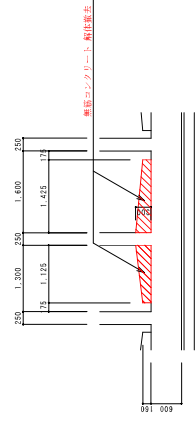
ブロック形成池底板 平面図



解体撤去位置図



A-A断面図

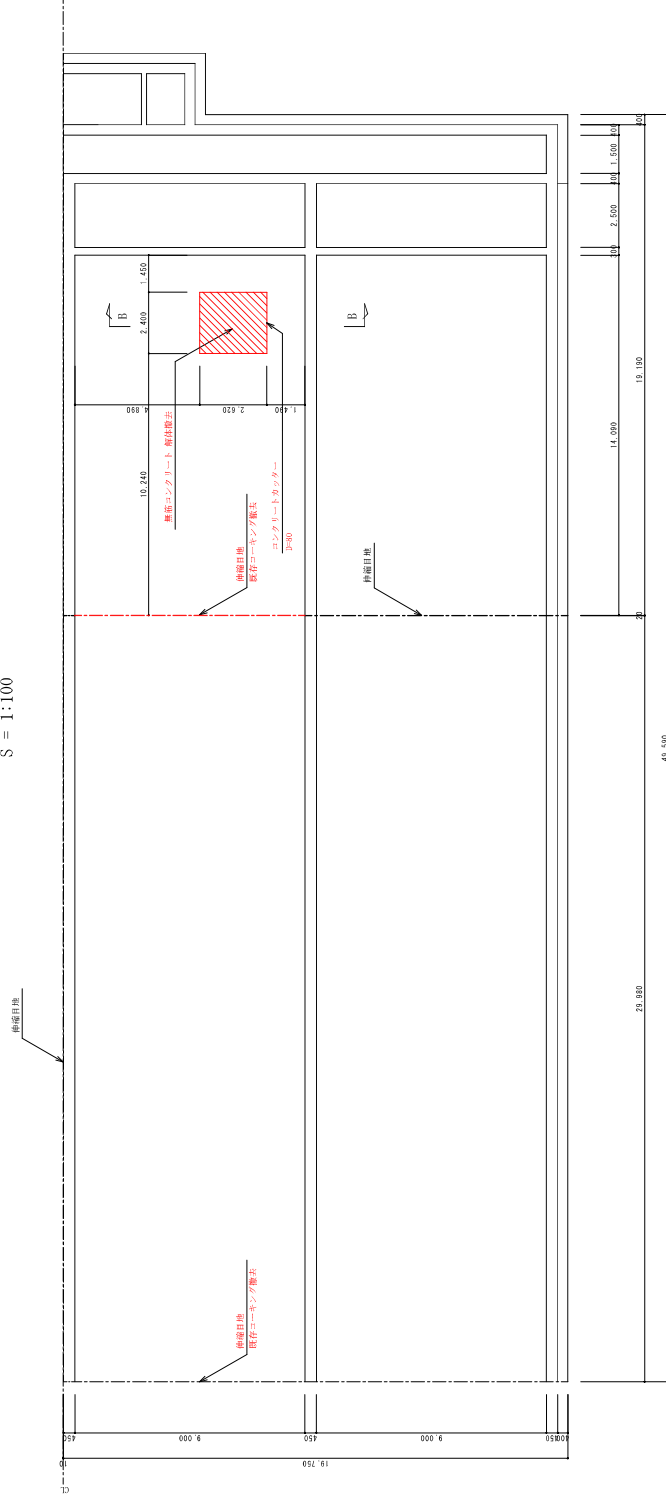


工事名	令和年度 No.2, No.3沈でん池底版設置工事
図番名	No.3沈でん池 解体撤去図(1)
図番目	令和 6年 4月
欄 尺	1:50(A1)
事務所	国産電力
発行所	国産電力(株) 電力事業本部

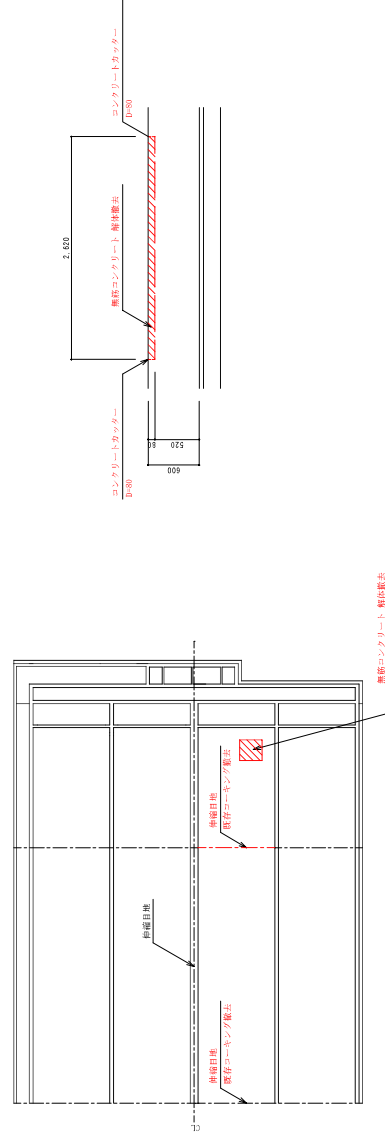


No. 3沈でん池 解体撤去図(2)

沈でん池底版 平面図
S = 1:100



B-B断面図
S = 1:30



解体撤去位置図

凡例

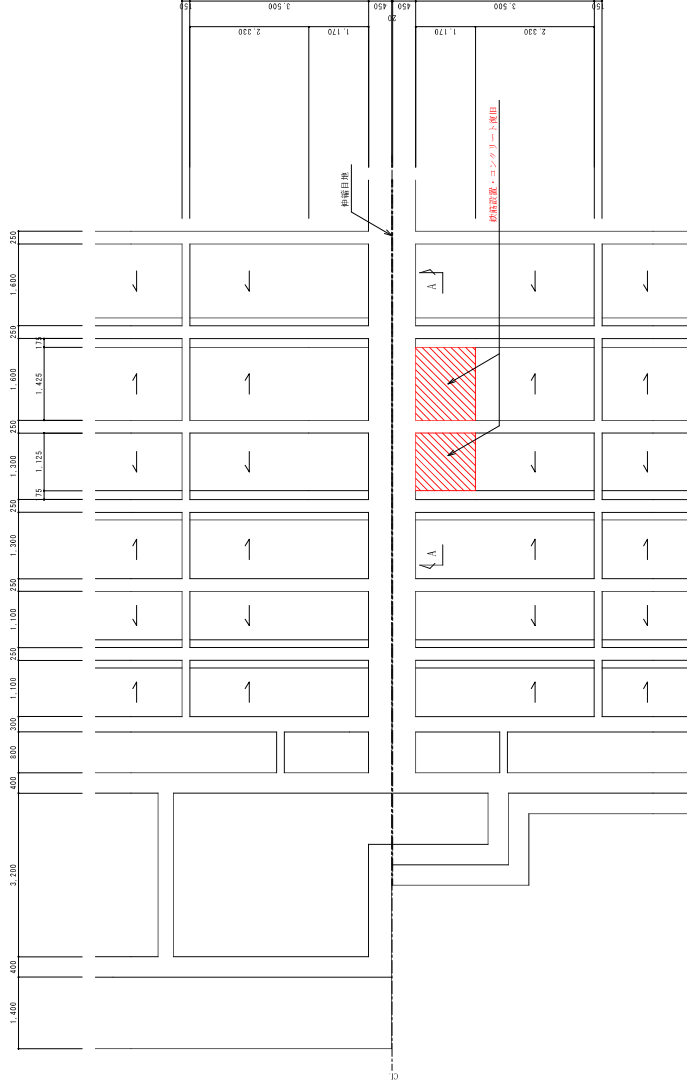
■ 鋼筋コンクリート、c50 解体撤去

工事名	令和年度 No.2,3号沈でん池底版設置工事 (建設機材一式)		
図番名	No.3号沈でん池 解体撤去図(2)		
作成日	令和 6年 5月	図番番号	■-2
縮尺	1:100,30(A)	図番番号	■-2
事業所	茨城県水産		
発注者	長野県土木建設課水産利用係		

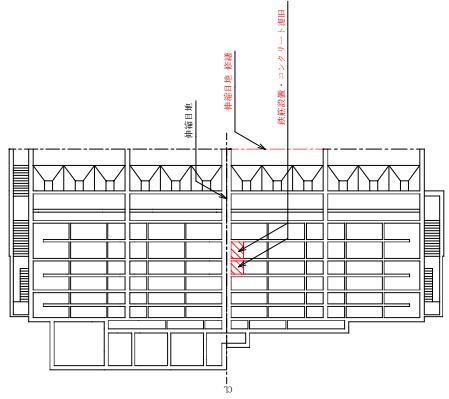
No. 3沈でん池 補強構造図(1)

S = 1:50

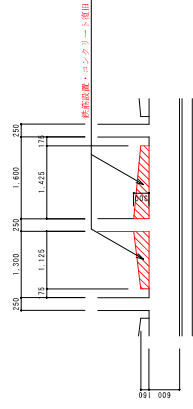
ブロック形成池底版 平面図




解体撤去位置図



A-A断面図



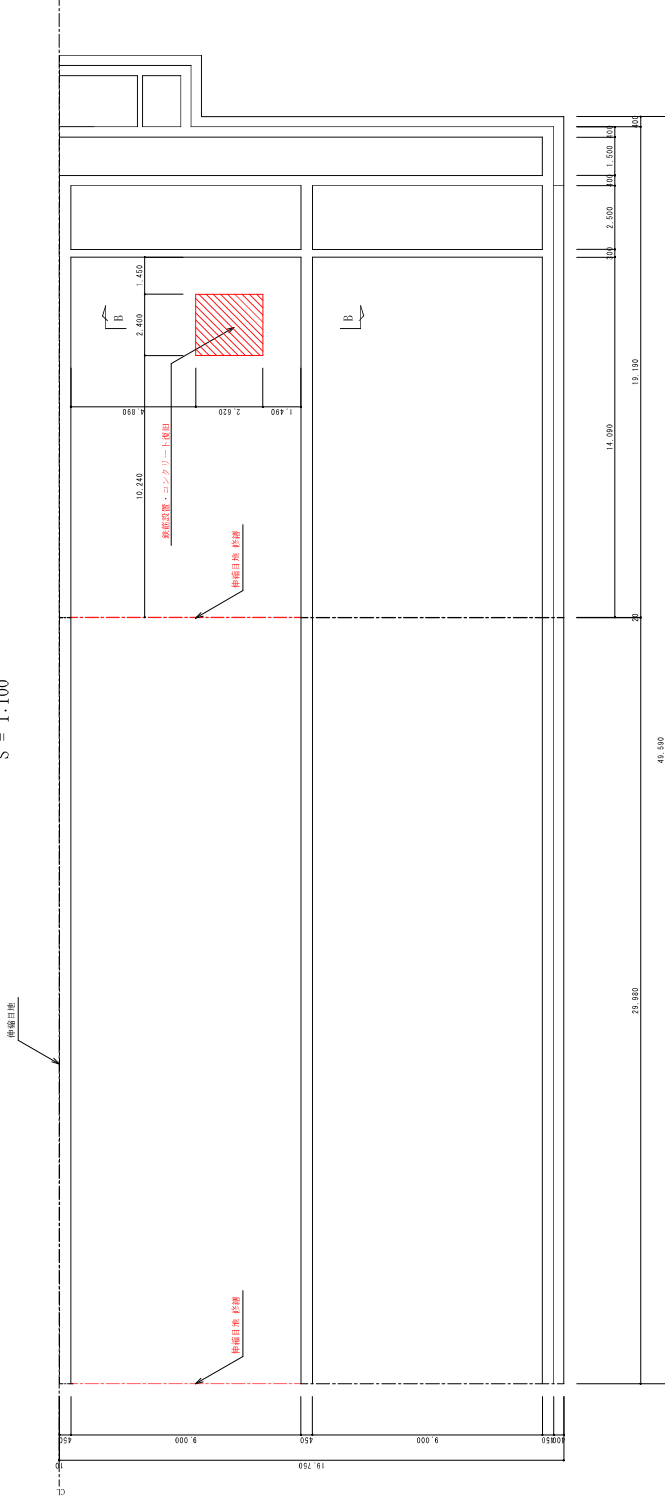
凡 例
 既設設置・コンクリート敷田 1:100~300

工事名	令和年度 No.2河川での施設改良工事業 （建設費補助方式）
図番名	No.3沈でん池 補強構造図(1)
図原目	令和 6年 4月
欄 尺	1:50(A1)
事項所	図面番号 Ⅲ-3
発行所	建設費補助 長野県土木建築水活用推進財団

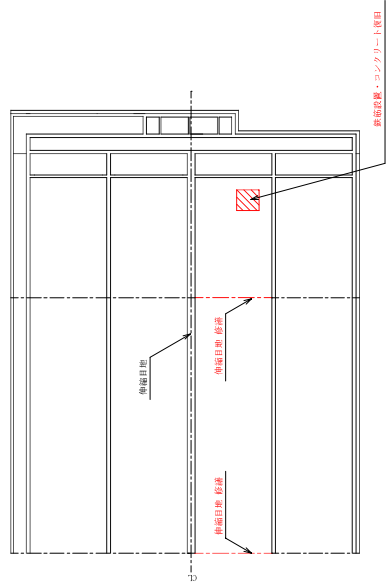
No. 3沈でん池 補強構造図 (2)

沈でん池底版 平面図

S = 1:100

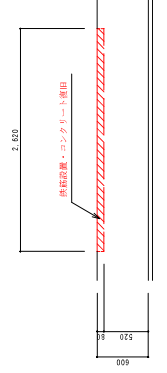


補強位置図



B-B断面図

S = 1:30



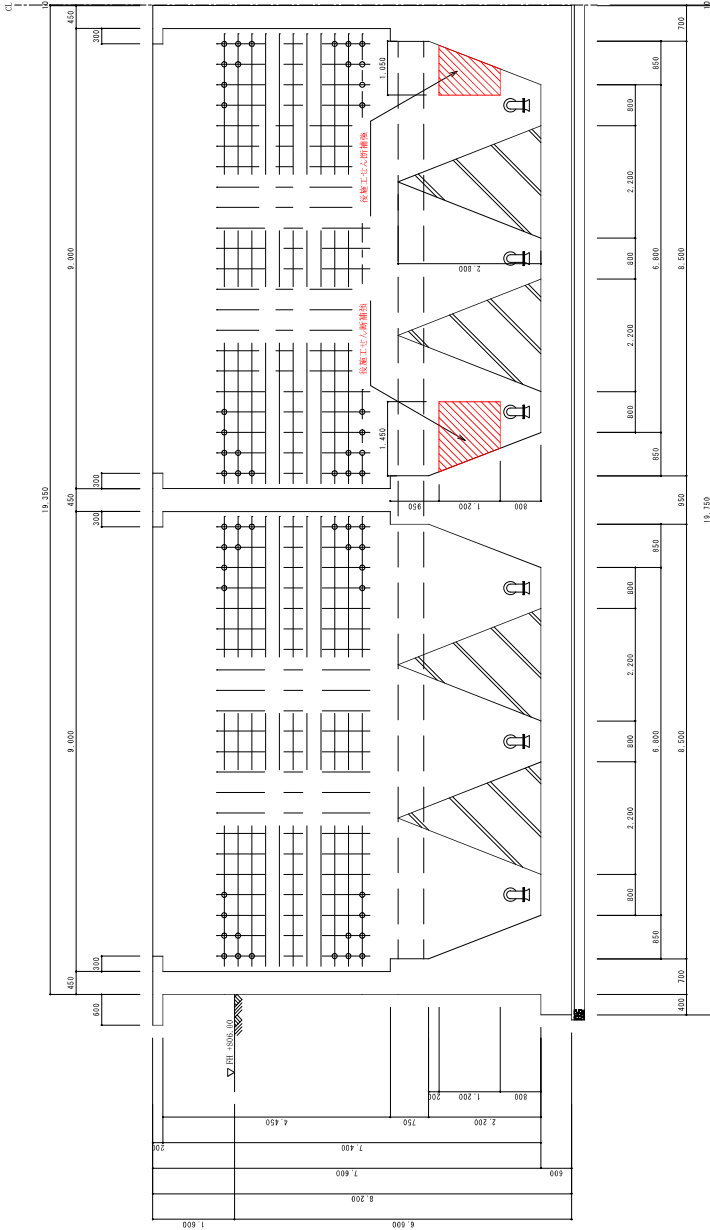
工事名	令和年度 No.2.第3次中心地区下水道工事 (建設費削減型)
図番名	No.3沈でん池 補強構造図(2)
図号	令和 年度 月 日
縮尺	1:100(30/30)
図番	図番
事業所	東海地方
設計者	長野県土木建設局 建設課

凡 例
 補強位置 (D12 4500mm x 2500mm x 100mm)

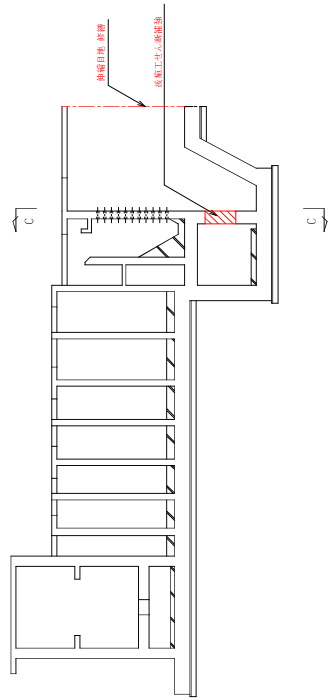
No. 3沈でん池 補強構造図(3)

S = 1:50

C-C断面図



補強位置図



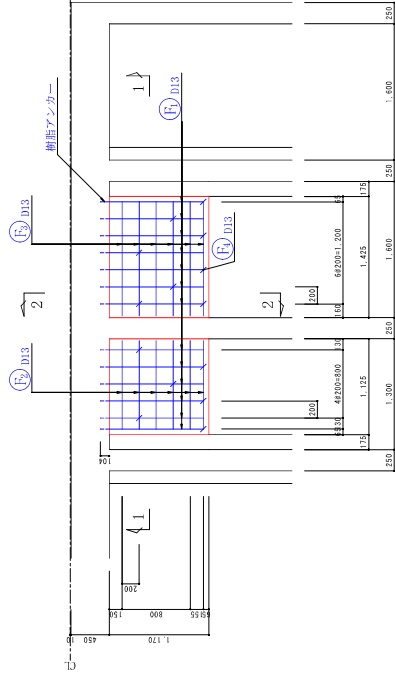
工事名	令和年度 No.2河川工事中心施設改修工事 (河川施設改修)		
図番名	No.3沈でん池 補強構造図(D)		
図尺	名称	図記号	備考
1:50(A1)	令和 4年 4月	補強部	■-5
事業所	環境庁水部		
設計者	技術員 川原 正広 監理員 水谷 誠司		

凡 例
 後継工事中心施設改修部 (D3: c/c200×900)

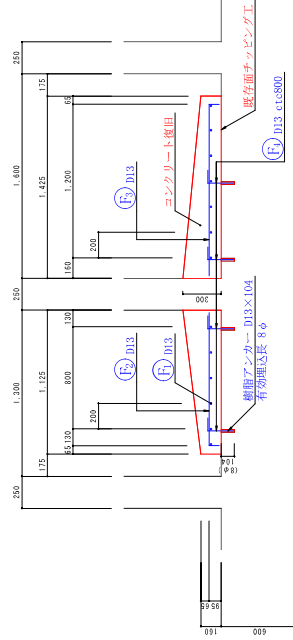
No.3沈でん池 補強詳細図(1)

フロック形成池底版 鉄筋コンクリート施工

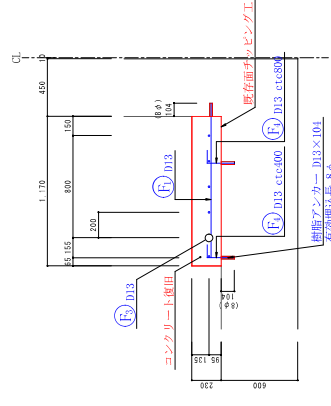
平面図
S = 1:30



1-1断面図
S = 1:20



2-2断面図
S = 1:20



凡 例

	コンクリート後注 100×300
	鉄筋設置 D13 4xφ200×200

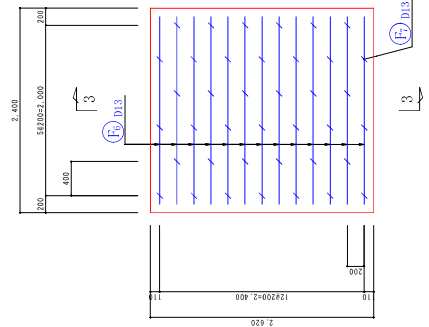
注) φは、鉄筋径を示す

工事名	令和年度 No.2, No.3沈でん池底版補強工事 (建設費補助金交付)
図番名	No.3沈でん池 補強詳細図(1)
図番目	令和 6年 4月
欄 尺	1:30, 20(A)
事業所	建設費補助金
発注者	長野県(旧)上田県立水産試験場

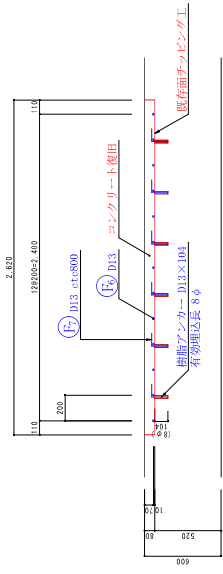
No.3沈でん池 補強詳細図(2)

沈でん池底版 鉄筋コンクリート施工

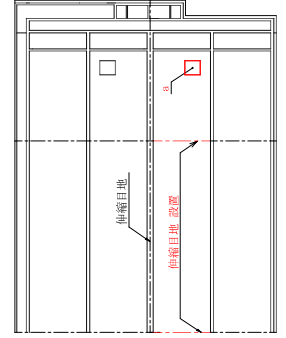
a 部 平面図
S = 1:30



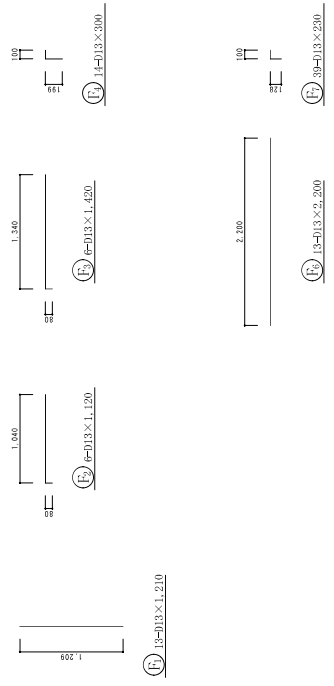
3-3断面図
S = 1:20



補強位置図



鉄筋加工図 各部寸法は参考寸法を示す



鉄筋質量表

記号	長さ	本数	単位質量	一本当り質量	質量	備考
F ₁	D13	13	0.995	1.20	16	1
F ₂	D13	6	0.995	1.11	7	7
F ₃	D13	6	0.995	1.41	8	8
F ₄	D13	14	0.995	0.298	4	4
F ₅	D13	39	0.995	0.229	9	9
					72	
合 計					D13	72 kg
総質量						72 kg

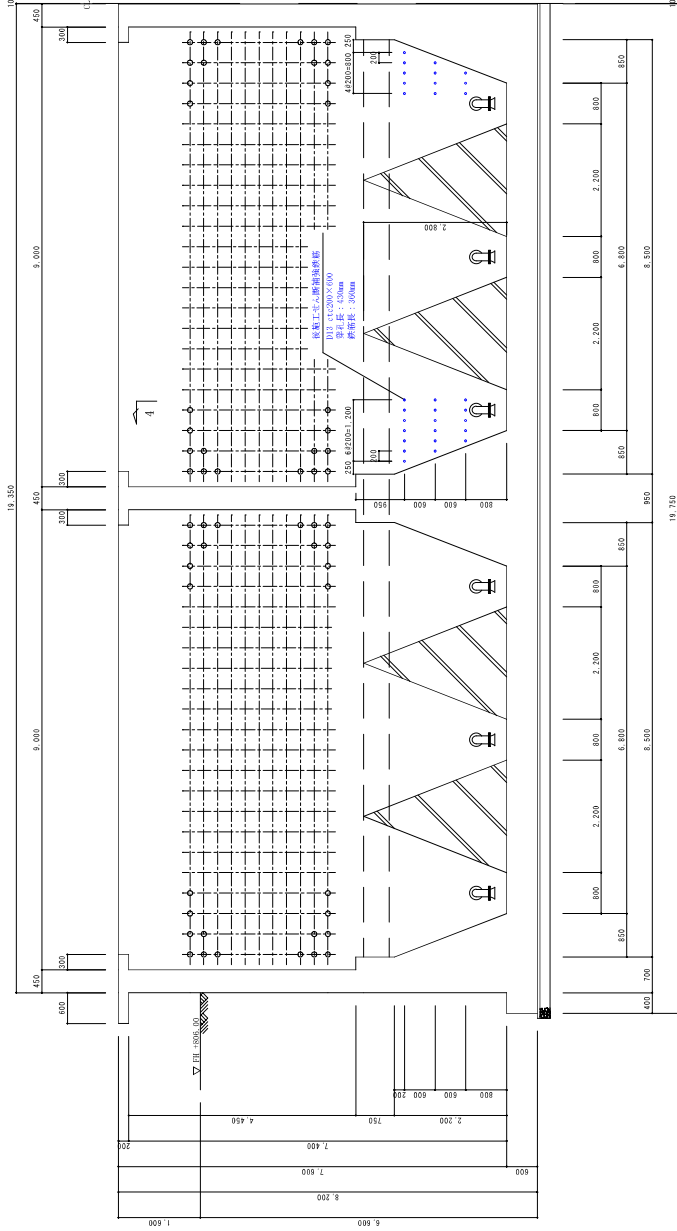
工事名	令和年度 No.2, No.3沈でん池底版補強工事		
図番名	No.3沈でん池 補強詳細図(2)		
図番目	令和 6年 4月	図番番号	圖-7
欄 尺	1:30, 20(A)	製図者名	
事務所	長野県土木建設局 土木部		
発行者	長野県土木建設局 土木部		

凡 例	コンクリート復旧 (1:80)
	鉄筋設置 D13 (1:20)
	注) 〇は、鉄筋係を示す

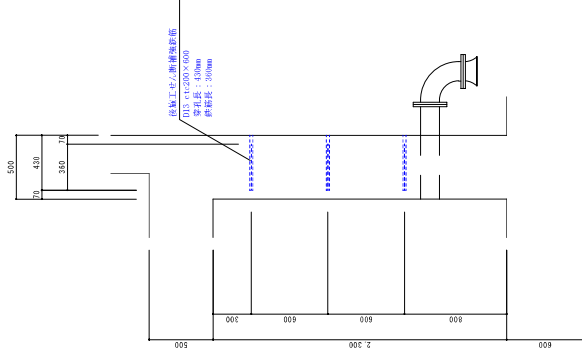
No. 3沈でん池 補強詳細図 (3)

沈でん池隔壁 後施工せん断補強鉄筋施工

側面図
S = 1:50



4-4断面図
S = 1:20

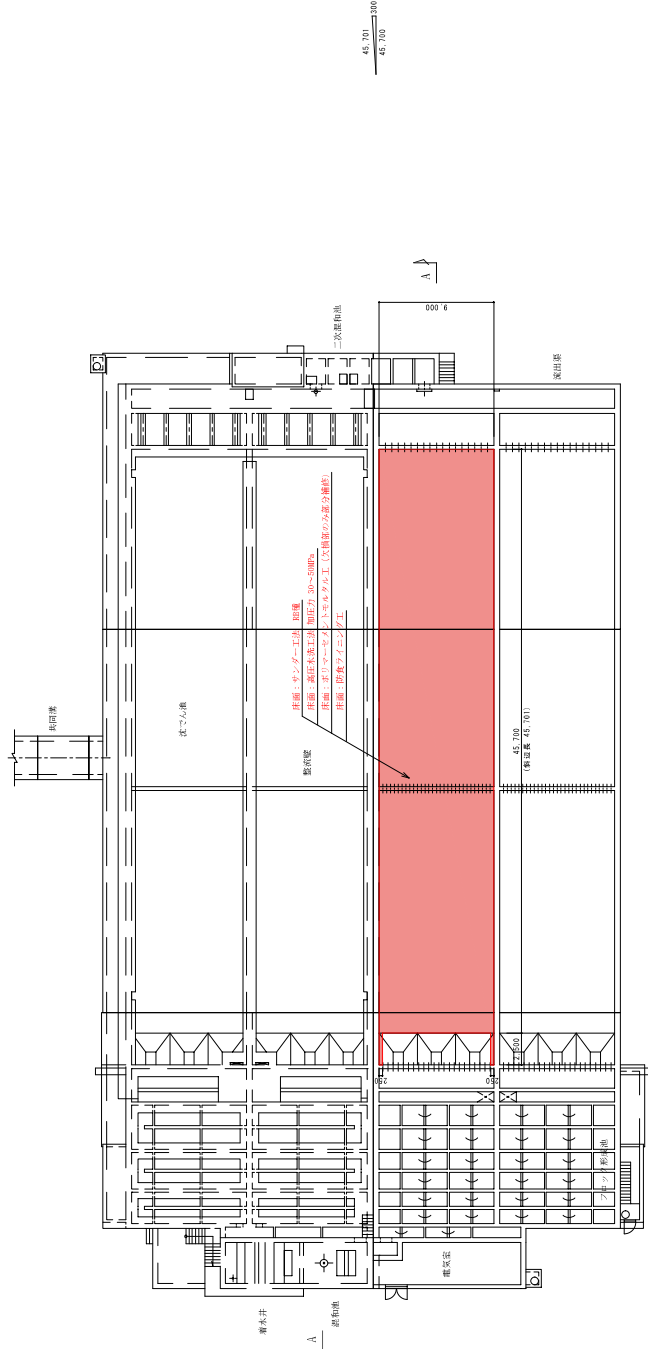


凡例
○ 後施工せん断補強鉄筋 D13 c/c200×900

工事名	令和年度 No.2河川改修工事(池田川)池田川改修工事(池田川)
図番	No.3沈でん池 補強詳細図(3)
図名	令和 4年 4月
寸法	1:50, 20(A)
事項	図面番号 池一4
発行	発行者 池田川改修工事(池田川)池田川改修工事(池田川)

No. 3沈でん池 塗装平面図

S = 1:200



<仕様>

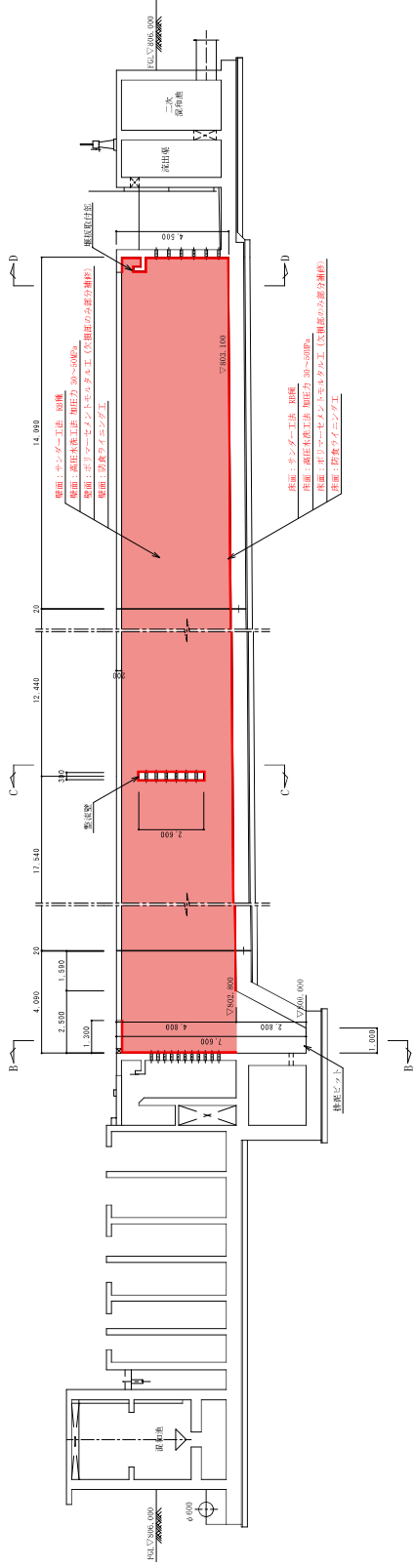
凡 例 塗装範囲

工 種	備 考	備 考
サンダー工法	粗面及び下地材部分の除去	厚 5mm
縦圧水塗工法	図示 塗料種類	厚 5mm
柱間・コンクリート工	欠損部の外部分離壁	厚 5mm
柱間・コンクリート工	欠損部の外部分離壁	厚 5mm
柱間・コンクリート工	図示 塗料種類	JWA-K145 適合基準
柱間・コンクリート工	図示 塗料種類	JWA-K145 適合基準

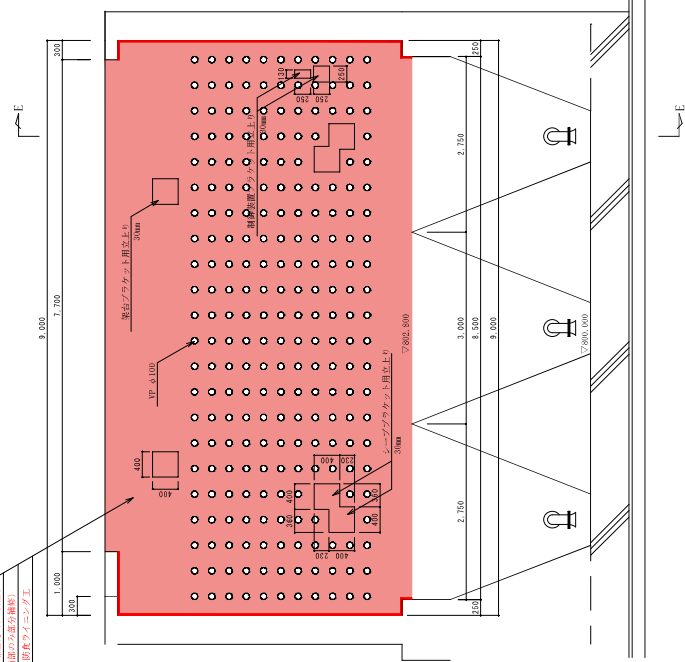
工 業 名	令和年度 No.2, No.3, No.4の施設改修工事 (建設費補助方式)		
図 案 名	No.3沈でん池 塗装平面図		
日 付	令和 6年 4月	図 紙 号	III-9
備 考	1:200(A1)	図 紙 名	塗装平面図
事 業 所	長野県 国土建設部 水産部		
業 務 者	長野県 国土建設部 水産部		

No. 2沈でん池 塗装断面図(1)

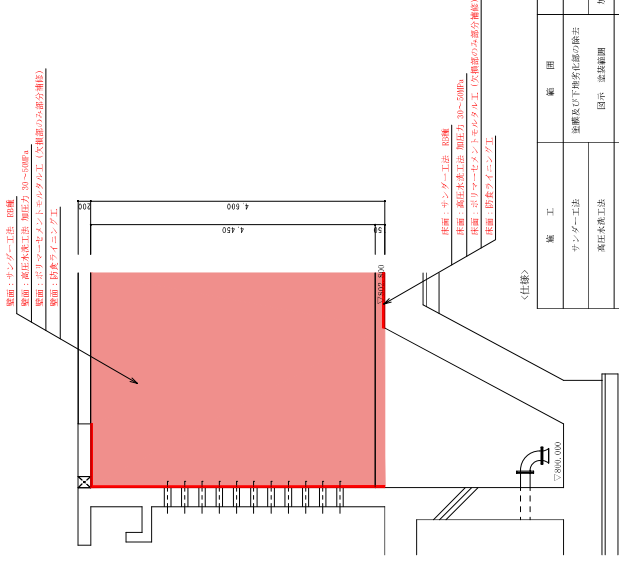
A-A断面図
S = 1:100



B-B断面図
S = 1:40



E-E断面図
S = 1:40



凡例

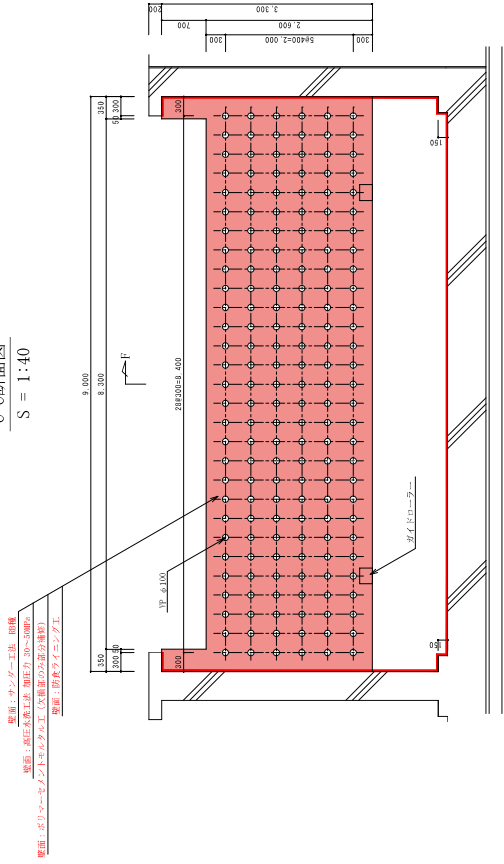
塗装断面図

工種	範囲	備考
サンダー工法	基礎裏面以下部外壁部分の除去	図様
炭圧水塗工法	図示 塗膜厚	加圧力 30~50 MPa
厚面: ポリウレタンエポキシ樹脂工	欠損部の外部分補修	厚 5 mm
厚面: ポリウレタンエポキシ樹脂工	欠損部の外部分補修	厚 5 mm
厚面: 防食ライニング工	図示 塗膜厚	JWA K15 適合基準
厚面: 防食ライニング工	図示 塗膜厚	JWA K15 適合基準

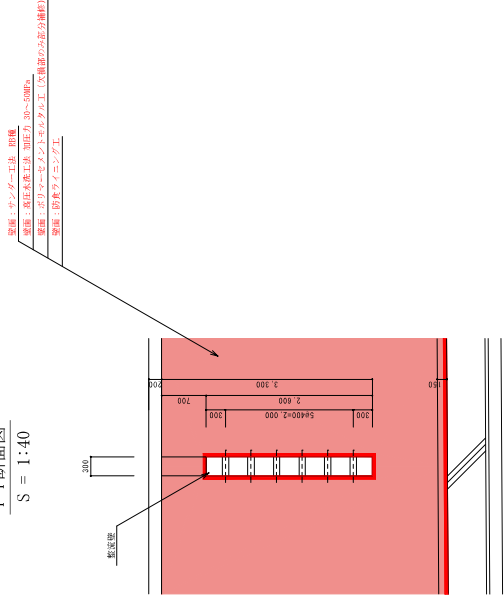
各相寸法	No.2, No.3沈での構造法設置工事 (参照図様形式)
図番名	No.3沈での池 塗装断面図(1)
図番目	令和 06年 4月
縮尺	1:100, 40(A)
事項所	図記号
発行所	環境土木
発行所	環境土木

No. 3沈でん池 塗装断面図 (2)

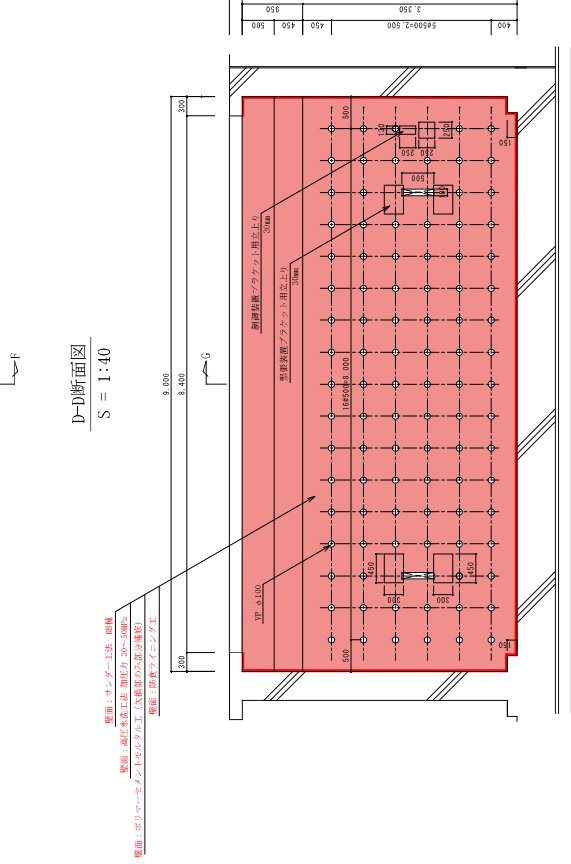
C-C断面図
S = 1:40



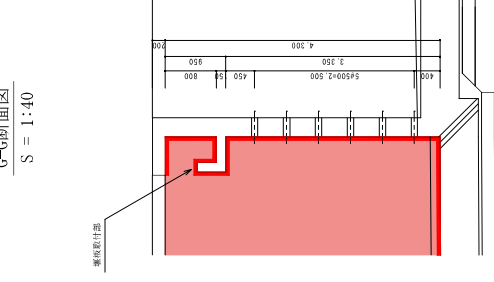
F-F断面図
S = 1:40



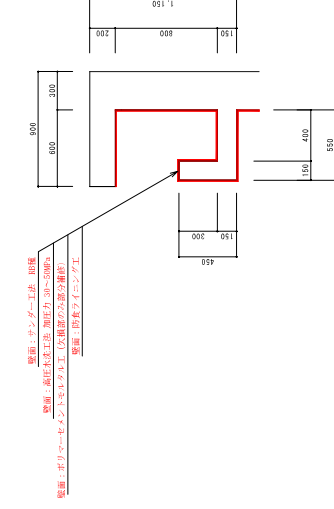
D-D断面図
S = 1:40



G-G断面図
S = 1:40



底板取付部詳細図
S = 1:20



<仕様>

種工	種目	備考
サンダー工法	種面及び下地処理部の除去	防蝕
高圧水高圧工法	型底 塗布積層	加圧力 300~500 kPa
型面: ポリマーセメントモルタル工	次積層の各部分積層	厚 5 mm
型面: ポリマーセメントモルタル工	次積層の外部分層材	厚 5 mm
型面: 防食ライニング工	型底 塗布積層	JWA K115 適合基準
型面: 防食ライニング工	型底 塗布積層	JWA K115 適合基準

工事名	令和年度 No.2, No.3, No.4の施設改善工事 (建設費削減型)
図番名	No.3沈でん池 塗装断面図(2)
図原目	令和 04年 4月
種 尺	1:40, 20:1
事業所	国産電力
発注者	長野県庁身延広域広域用水供給団

(2) 数量計算内訳書 塗装工事(No. 2沈でん池)

工 種	規格・寸法	計 算 式	数量	単位	備 考
<塗装工事>					
サンダー工法		<塗装工事数量>より	1020.10	1020.1	m2
高圧水洗工法	加圧力 30~50MPa	<塗装工事数量>より	1020.10	1020.1	m2
汚泥吸排車運搬費				5	m3 概算
汚泥処分費				6	m3 概算
ポリマーセメントモルタル工	床面 t=5mm 欠損部のみ部分補修 全体の3%	<塗装工事数量>床部より $412.56*3\%=$	12.38	12.4	m2
ポリマーセメントモルタル工	壁面 t=5mm 欠損部のみ部分補修 全体の3%	<塗装工事数量>壁部より $607.50*3\%=$	18.23	18.2	m2
防食ライニング工	床面 JWVA K143適合基準	<塗装工事数量>床部より	412.56	412.6	m2
防食ライニング工	壁面 JWVA K143適合基準	<塗装工事数量>壁部より	607.50	607.5	m2
単管足場工		<単管足場工数量>より	603.10	603.1	架m2
安全手摺		<単管足場工数量>より	132.40	132.4	m
ラフレレンクレーン賃料	25t吊			2	日
<塗装工事数量>			沈でん池1池当り		
床部					
	底面	$9.00*45.701$	411.31		
	流入側 掻寄機レール部分	$2.50*0.25*2$	1.25		
床部 計			412.56	412.6	m ²
壁部					
東側壁					
	壁面	$48.20*4.60$	221.72		
	整流壁(中央)取付部	$(0.30*3.30)*(-1)$	△ 0.99		控除
	堰板取付部	$(0.45*0.15+0.40*0.15)*(-1)$	△ 0.13		控除
	下部傾斜	$(45.70*0.30/2)*(-1)$	△ 6.86		控除
		東側壁 小計	213.74		
西側壁					
	壁面	$48.20*4.60$	221.72		
	整流壁(中央)取付部	$(0.30*3.30)*(-1)$	△ 0.99		控除
	堰板取付部	$(0.45*0.15+0.40*0.15)*(-1)$	△ 0.13		控除
	下部傾斜	$(45.70*0.30/2)*(-1)$	△ 6.86		控除
		西側壁 小計	213.74		
整流壁(流入側)					
	壁面	$9.00*4.45$	40.05		
	上下凸部	$7.70*0.20+8.50*0.15$	2.82		
	架台ブラケット用立上り	$0.40*0.03*4*2$	0.10		
	制御装置ブラケット用立上り	$0.25*0.03*2+0.13*0.03*2+0.25*0.03*4$	0.05		
	シーブブラケット用立上り	$(0.40*0.03*4+0.23*0.03*2+0.36*0.03*2)*2$	0.17		
	整流壁孔	$(0.05*0.05*3.14*234)*(-1)$	△ 1.84		控除
		整流壁(流入側) 小計	41.35		
整流壁(中央)					
	壁面	$(9.00*3.30)*2$	59.40		
	上面	$8.40*0.30+0.30*0.70*2$	2.94		
	底面	$9.00*0.30$	2.70		
	上凹部分	$((8.30*0.70)*2)*(-1)$	△ 11.62		控除
	整流壁孔	$((0.05*0.05*3.14*174)*2)*(-1)$	△ 2.73		控除
		整流壁(中央) 小計	50.69		
整流壁(流出部)					
	壁面	$9.00*4.30$	38.70		
	緊張装置ブラケット用立上り	$(0.30*0.03*2+0.45*0.03*2)*4$	0.18		
	制御装置ブラケット用立上り	$0.25*0.03*2+0.13*0.03*2+0.25*0.03*4$	0.05		
	堰板取付部	$9.00*0.55*2+9.00*0.30*2$	15.30		
	下部両端	$(0.25*0.15*2)*(-1)$	△ 0.08		控除
	整流壁孔	$(0.05*0.05*3.14*97)*(-1)$	△ 0.76		控除

	緊張装置開口	$(0.50*0.10*2)*(-1)$	$\triangle 0.10$		控除
				整流壁(流出部) 小計	53.29
頂版下端	東西壁面張り出し	0.30*48.2*2	28.92		
	整流壁(流入側)張り出し	0.70*1.30	0.91		
	整流壁(流出側)張り出し	$(9.00-0.30-0.30)*0.60$	5.04		
	整流壁(中央)取付部	$(0.30*0.30*2)*(-1)$	$\triangle 0.18$		控除
				頂版下端 小計	34.69
壁部 計			607.50	607.5	m ²
合計	床部+壁部			1020.1	m ²
<単管足場工数量>		沈でん池1池当たり			
足場工					
東側壁	壁面	4.60*48.20	221.72		
	下部傾斜	$(0.30*45.70/2)*(-1)$	$\triangle 6.86$		控除
	整流壁(中央)取付部	$((3.30+1.15)*0.30)*(-1)$	$\triangle 1.34$		控除
	整流壁(流出側)上部	$(0.95*0.55)*(-1)$	$\triangle 0.52$		控除
				東側壁 小計	213.00
			213.0	213.0	架m ²
西側壁	壁面	4.60*48.20	221.72		
	下部傾斜	$(0.30*45.70/2)*(-1)$	$\triangle 6.86$		控除
	整流壁(中央)取付部	$((3.30+1.15)*0.30)*(-1)$	$\triangle 1.34$		控除
	整流壁(流出側)上部	$(0.95*0.55)*(-1)$	$\triangle 0.52$		控除
				西側壁 小計	213.00
			213.0	213.0	架m ²
整流壁(流入側)	壁面	4.60*9.00	41.40		
	ピット	$(3.00+0.80)*2.80/2*3$	15.96		
	整流壁(流入部)上部	$0.20*(9.00-1.90-0.30)$	1.36		
	レール部	$((0.15+0.60)*0.25/2*2)*(-1)$	$\triangle 0.19$		控除
				整流壁(流入側) 小計	58.53
			58.5	58.5	架m ²
整流壁(中央)	壁面	4.45*9.00*2	80.10		
	レール部	$(0.15*0.25*2*2)*(-1)$	$\triangle 0.15$		控除
				整流壁(中央) 小計	79.95
			80.0	80.0	架m ²
整流壁(流出側)	壁面	4.30*9.00	38.70		
	レール部	$(0.15*0.25*2)*(-1)$	$\triangle 0.08$		控除
				整流壁(流出側) 小計	38.62
			38.6	38.6	架m ²
足場工 計			603.10	603.1	架m ²
安全手摺					
沈でん池	外周等	9.00*4+48.20*2	132.40	132.4	m
安全手摺 計			132.40	132.4	m

(2) 数量計算内訳書 耐震補強工事(No. 2沈でん池)

工 種	規格・寸法	計 算 式	数量	単位	備 考
<耐震補強工事>					
単管足場工	単管足場	<耐震補強工事数量より>	10.50	10.5	掛㎡
二連伸縮はしご				1	台
コンクリート切断工	コンクリートカッター t=80	<耐震補強工事数量より>	10.04	10.0	m
コンクリート切断工	コンクリートカッター t=160~300	<耐震補強工事数量より>	2.55	2.6	m
構造物とりこわし工	無筋構造物	<耐震補強工事数量より>	1.19	1.2	m ³
コンクリート殻運搬工	コンクリート殻(無筋)	<耐震補強工事数量より>	1.19	1.2	m ³
コンクリート殻処分費	コンクリート殻(無筋)	<耐震補強工事数量より>	1.19	1.2	m ³
鉄筋探査工		<耐震補強工事数量より>	12.93	12.9	m ²
鉄筋工	SD345 D13	<耐震補強工事数量より>	72.00	0.072	t
後施工アンカー	接着系アンカー D13 L=104 下向打	<耐震補強工事数量より>	53	53	本
後施工アンカー	接着系アンカー D13 L=104 横向打	<耐震補強工事数量より>	13	13	本
後施工せん断補強鉄筋	D13 L=360 穿孔長=430 横向打	<耐震補強工事数量より>	30	30	本
型枠工	鉄筋構造物 一般型枠	<耐震補強工事数量より>	0.37	0.4	m ²
鉄筋コンクリート工	24-12-25BB	<耐震補強工事数量より>	1.19	1.2	m ³
ラフテレーンクレーン賃料	25t吊			2	日
<耐震補強工事数量>					
		沈でん池1池当たり			
単管足場工	単管足場				
	整流壁(流入部)ピット	$(3.00+0.80)*2.80*1/2-(0.25*0.60*1/2)$	5.25		
	整流壁(流入部)ピット	$(3.00+0.80)*2.80*1/2-(0.25*0.60*1/2)$	5.25		
		計	10.50	10.5	掛㎡
コンクリート切断工	コンクリートカッター t=80				
	沈でん池底版	$2.62*2+2.40*2$	10.04		
		コンクリート切断工 計	10.04	10.0	m
コンクリート切断工	コンクリートカッター t=160~300				
	ブロック形成池底版	$1.125+1.425$	2.55		
		コンクリート切断工 計	2.55	2.6	m
構造物とりこわし工	無筋構造物				
	ブロック形成池底版	$1.125*0.30*1.17+1.425*0.30*1.17$	0.90		
	ブロック形成池底版 傾斜部	$(1.125*(0.30-0.16)/2*1.17+1.425*(0.30-0.16)/2*1.17)*(-1)$	△ 0.21		控除
	沈でん池底版	$2.62*2.40*0.08$	0.50		
		構造物とりこわし(無筋構造物) 計	1.19	1.2	m ³
コンクリート殻運搬工	コンクリート殻(無筋)	構造物とりこわし工と同数量	1.19	1.2	m ³
コンクリート殻処分費	コンクリート殻(無筋)	構造物とりこわし工と同数量	1.19	1.2	m ³
鉄筋探査工	ブロック形成池底版	$(1.17*1.125)+(1.17*1.425)$	2.98		
	沈でん池底版	$2.62*2.40$	6.29		
	整流壁(流入部)ピット	$((1.05+0.20)+0.635)*(1.20+0.20+0.20)*1/2$	1.51		
	整流壁(流入部)ピット	$((1.45+0.20)+1.035)*(1.20+0.20+0.20)*1/2$	2.15		
		鉄筋探査 計	12.93	12.9	m ²
鉄筋工	SD345 D13	別途鉄筋表より			
		72	72.00		
		鉄筋工 SD345(D13) 計	72.00	0.072	t

後施工アンカー	接着系アンカー D13 L=104 下向打					
	ブロック形成池底板	6+8	14			
	沈でん池底板	13*3	39			
		後施工アンカー(D13) 計	53	53	本	
後施工アンカー	接着系アンカー D13 L=104 横向打					
	ブロック形成池底板	6+7	13			
		後施工アンカー(D13) 計	13	13	本	
後施工せん断 補強鉄筋	D13 L=360 穿孔長=430 横向打					
	整流壁(流入部)ピット	(7+6+5)+(5+4+3)	30			
		後施工せん断補強(D13) 計	30	30	本	
型枠工	鉄筋構造物 一般型枠					
	ブロック形成池底板	1.17*0.16*2	0.37			
	沈でん池底板		0.00			
		型枠(鉄筋構造物) 計	0.37	0.4	m ²	
鉄筋コンクリート工	24-12-25BB					
	ブロック形成池底板	1.125*0.30*1.17+1.425*0.30*1.17	0.90			
	ブロック形成池底板 傾斜部	(1.125*(0.30-0.16)/2*1.17+1.425*(0.30- 0.16)/2*1.17)*(-1)	△ 0.21			控除
	沈でん池底板	2.62*2.40*0.08	0.50			
		鉄筋コンクリート 計	1.19	1.2	m ³	

(2) 数量計算内訳書 塗装工事(No. 3沈でん池)

工種	規格・寸法	計 算 式	数量	単位	備考
<塗装工事>					
サンダー工法		<塗装工事数量>より	1020.10	1020.1	m2
高圧水洗工法	加圧力 30~50MPa	<塗装工事数量>より	1020.10	1020.1	m2
汚泥吸排車運搬費				5	m3 概算
汚泥処分費				6	m3 概算
ポリマーセメントモルタル工	床面 t=5mm 欠損部のみ部分補修 全体の3%	<塗装工事数量>床部より $412.56*3\%=$	12.38	12.4	m2
ポリマーセメントモルタル工	壁面 t=5mm 欠損部のみ部分補修 全体の3%	<塗装工事数量>壁部より $607.50*3\%=$	18.23	18.2	m2
防食ライニング工	床面 JWVA K143適合基準	<塗装工事数量>床部より	412.56	412.6	m2
防食ライニング工	壁面 JWVA K143適合基準	<塗装工事数量>壁部より	607.50	607.5	m2
単管足場工		<単管足場工数量>より	603.10	603.1	架m2
安全手摺		<単管足場工数量>より	132.40	132.4	m
ラフレレンクレーン賃料	25t吊			2	日
<塗装工事数量>			沈でん池1池当り		
床部					
	底面	$9.00*45.701$	411.31		
	流入側 掻寄機レール部分	$2.50*0.25*2$	1.25		
床部 計			412.56	412.6	m ²
壁部					
東側壁					
	壁面	$48.20*4.60$	221.72		
	整流壁(中央)取付部	$(0.30*3.30)*(-1)$	△ 0.99		控除
	堰板取付部	$(0.45*0.15+0.40*0.15)*(-1)$	△ 0.13		控除
	下部傾斜	$(45.70*0.30/2)*(-1)$	△ 6.86		控除
		東側壁 小計	213.74		
西側壁					
	壁面	$48.20*4.60$	221.72		
	整流壁(中央)取付部	$(0.30*3.30)*(-1)$	△ 0.99		控除
	堰板取付部	$(0.45*0.15+0.40*0.15)*(-1)$	△ 0.13		控除
	下部傾斜	$(45.70*0.30/2)*(-1)$	△ 6.86		控除
		西側壁 小計	213.74		
整流壁(流入側)					
	壁面	$9.00*4.45$	40.05		
	上下凸部	$7.70*0.20+8.50*0.15$	2.82		
	架台ブラケット用立上り	$0.40*0.03*4*2$	0.10		
	制御装置ブラケット用立上り	$0.25*0.03*2+0.13*0.03*2+0.25*0.03*4$	0.05		
	シーブブラケット用立上り	$(0.40*0.03*4+0.23*0.03*2+0.36*0.03*2)*2$	0.17		
	整流壁孔	$(0.05*0.05*3.14*234)*(-1)$	△ 1.84		控除
		整流壁(流入側) 小計	41.35		
整流壁(中央)					
	壁面	$(9.00*3.30)*2$	59.40		
	上面	$8.40*0.30+0.30*0.70*2$	2.94		
	底面	$9.00*0.30$	2.70		
	上凹部分	$((8.30*0.70)*2)*(-1)$	△ 11.62		控除
	整流壁孔	$((0.05*0.05*3.14*174)*2)*(-1)$	△ 2.73		控除
		整流壁(中央) 小計	50.69		
整流壁(流出部)					
	壁面	$9.00*4.30$	38.70		
	緊張装置ブラケット用立上り	$(0.30*0.03*2+0.45*0.03*2)*4$	0.18		
	制御装置ブラケット用立上り	$0.25*0.03*2+0.13*0.03*2+0.25*0.03*4$	0.05		
	堰板取付部	$9.00*0.55*2+9.00*0.30*2$	15.30		
	下部両端	$(0.25*0.15*2)*(-1)$	△ 0.08		控除
	整流壁孔	$(0.05*0.05*3.14*97)*(-1)$	△ 0.76		控除

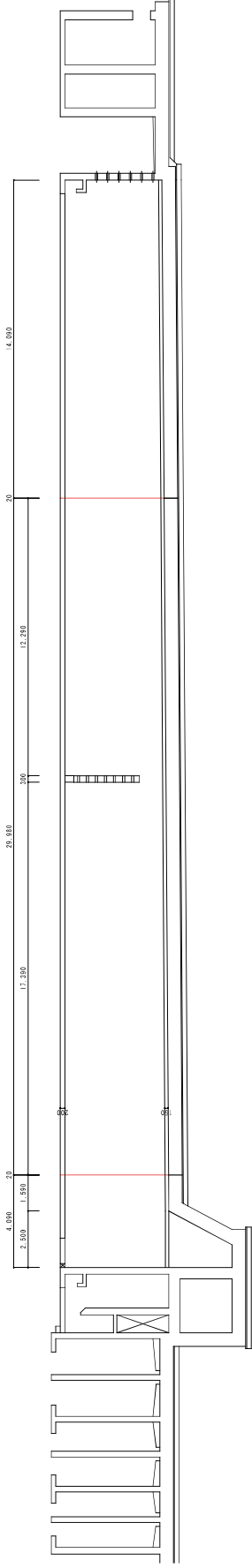
(2) 数量計算内訳書 耐震補強工事(No. 3沈でん池)

工 種	規格・寸法	計 算 式	数量	単位	備 考
<耐震補強工事>					
単管足場工	単管足場	<耐震補強工事数量より>	10.50	10.5	掛m ²
二連伸縮はしご				1	台
コンクリート切斷工	コンクリートカッター t=80	<耐震補強工事数量より>	10.04	10.0	m
コンクリート切斷工	コンクリートカッター t=160~300	<耐震補強工事数量より>	2.55	2.6	m
構造物とりこわし工	無筋構造物	<耐震補強工事数量より>	1.19	1.2	m ³
コンクリート殻運搬工	コンクリート殻(無筋)	<耐震補強工事数量より>	1.19	1.2	m ³
コンクリート殻処分費	コンクリート殻(無筋)	<耐震補強工事数量より>	1.19	1.2	m ³
鉄筋探査工		<耐震補強工事数量より>	12.93	12.9	m ²
鉄筋工	SD345 D13	<耐震補強工事数量より>	72.00	0.072	t
後施工アンカー	接着系アンカー D13 L=104 下向打	<耐震補強工事数量より>	53	53	本
後施工アンカー	接着系アンカー D13 L=104 横向打	<耐震補強工事数量より>	13	13	本
後施工せん断補強鉄筋	D13 L=360 穿孔長=430 横向打	<耐震補強工事数量より>	30	30	本
型枠工	鉄筋構造物 一般型枠	<耐震補強工事数量より>	0.37	0.4	m ²
鉄筋コンクリート工	24-12-25BB	<耐震補強工事数量より>	1.19	1.2	m ³
ラフテレーンクレーン賃料	25t吊			2	日
<耐震補強工事数量>					
		沈でん池1池当たり			
単管足場工	単管足場				
	整流壁(流入部)ピット	$(3.00+0.80)*2.80*1/2-(0.25*0.60*1/2)$	5.25		
	整流壁(流入部)ピット	$(3.00+0.80)*2.80*1/2-(0.25*0.60*1/2)$	5.25		
		計	10.50	10.5	掛m ²
コンクリート切斷工	コンクリートカッター t=80				
	沈でん池底版	$2.62*2+2.40*2$	10.04		
		コンクリート切斷工 計	10.04	10.0	m
コンクリート切斷工	コンクリートカッター t=160~300				
	ブロック形成池底版	$1.125+1.425$	2.55		
		コンクリート切斷工 計	2.55	2.6	m
構造物とりこわし工	無筋構造物				
	ブロック形成池底版	$1.125*0.30*1.17+1.425*0.30*1.17$	0.90		
	ブロック形成池底版 傾斜部	$(1.125*(0.30-0.16)/2*1.17+1.425*(0.30-0.16)/2*1.17)*(-1)$	△ 0.21		控除
	沈でん池底版	$2.62*2.40*0.08$	0.50		
		構造物とりこわし(無筋構造物) 計	1.19	1.2	m ³
コンクリート殻運搬工	コンクリート殻(無筋)	構造物とりこわし工と同数量	1.19	1.2	m ³
コンクリート殻処分費	コンクリート殻(無筋)	構造物とりこわし工と同数量	1.19	1.2	m ³
鉄筋探査工	ブロック形成池底版	$(1.17*1.125)+(1.17*1.425)$	2.98		
	沈でん池底版	$2.62*2.40$	6.29		
	整流壁(流入部)ピット	$((1.05+0.20)+0.635)*(1.20+0.20+0.20)*1/2$	1.51		
	整流壁(流入部)ピット	$((1.45+0.20)+1.035)*(1.20+0.20+0.20)*1/2$	2.15		
		鉄筋探査 計	12.93	12.9	m ²
鉄筋工	SD345 D13	別途鉄筋表より			
		72	72.00		
		鉄筋工 SD345(D13) 計	72.00	0.072	t

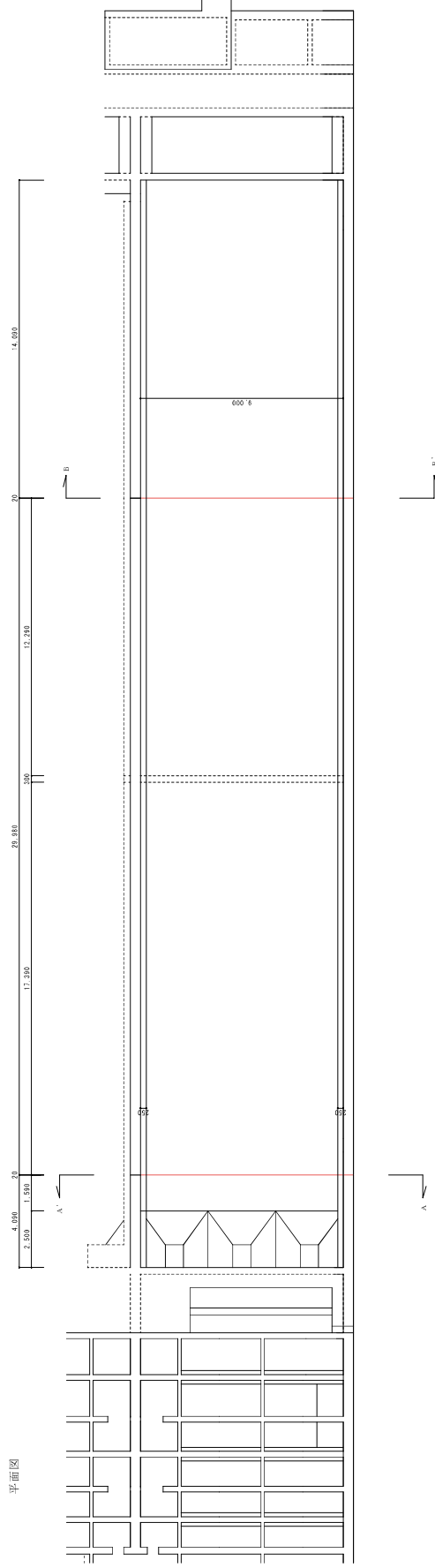
後施工アンカー	接着系アンカー D13 L=104 下向打				
	ブロック形成池底板	6+8	14		
	沈でん池底板	13*3	39		
		後施工アンカー(D13) 計	53	53	本
後施工アンカー	接着系アンカー D13 L=104 横向打				
	ブロック形成池底板	6+7	13		
		後施工アンカー(D13) 計	13	13	本
後施工せん断補強鉄筋	D13 L=360 穿孔長=430 横向打				
	整流壁(流入部)ピット	(7+6+5)+(5+4+3)	30		
		後施工せん断補強(D13) 計	30	30	本
型枠工	鉄筋構造物 一般型枠				
	ブロック形成池底板	1.17*0.16*2	0.37		
	沈でん池底板		0.00		
		型枠(鉄筋構造物) 計	0.37	0.4	m ²
鉄筋コンクリート工	24-12-25BB				
	ブロック形成池底板	1.125*0.30*1.17+1.425*0.30*1.17	0.90		
	ブロック形成池底板 傾斜部	(1.125*(0.30-0.16)/2*1.17+1.425*(0.30-0.16)/2*1.17)*(-1)	△ 0.21		控除
	沈でん池底板	2.62*2.40*0.08	0.50		
		鉄筋コンクリート 計	1.19	1.2	m ³

根拠図 伸縮目地数量

断面図



平面図



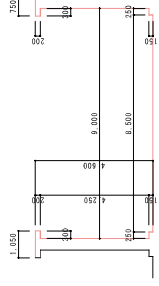
A-A'断面図



伸縮目地

伸縮目地(尺数) : (0.75+0.20+0.20+4.44+0.20+0.15)×3.0 = 20.09m
 ※1.05+0.25+4.44+0.30+0.20+1.05 = 20.09m

B-B'断面図



伸縮目地

伸縮目地(尺数) : (1.05+0.20+0.20+4.44+0.25+0.15)×3.0 = 20.60m
 ※1.05+0.25+4.44+0.30+0.20+0.25 = 20.60m

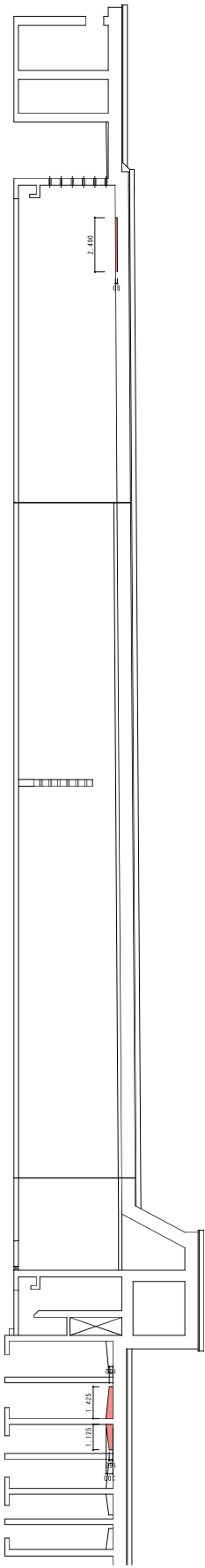
伸縮目地 計 : 20.98+20.60 = 41.58m

凡例
伸縮目地

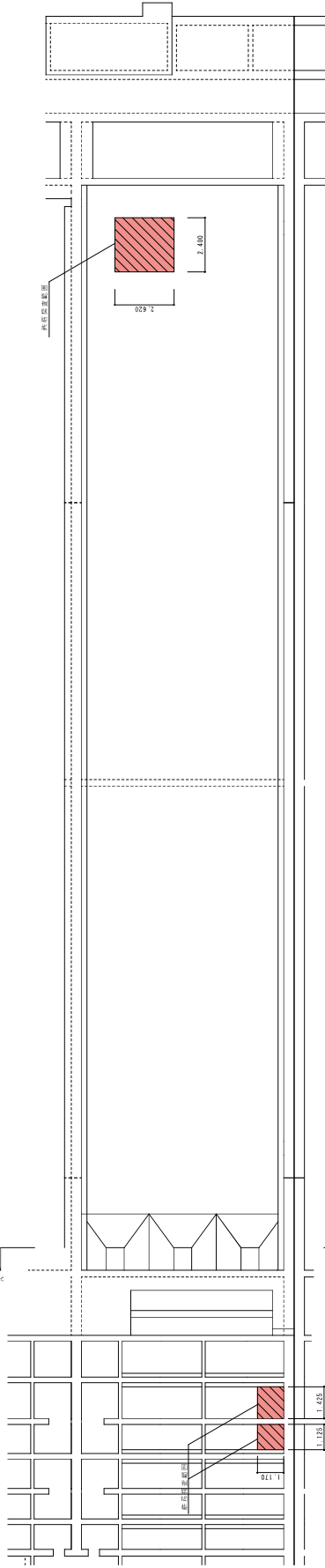
工事名	令和年度 第2回 国土交通省 国土審議会 国土審議委員会 国土審議委員会		
図面名	根拠図 伸縮目地数量		
他記号	令和 6年 4月 日	図面番号	-
事業所	-	発注者	国土交通省
発行所	国土交通省 国土審議会 国土審議委員会		

根拠図 耐震補強工事数量(1)

断面図



平面図



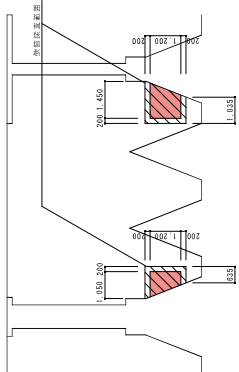
フロアック形成底版

コンクリート形成工(1.000) : 1.125×1.435 = 2.808
 基礎部分よりこの上(無断層部) : 1.125×1.435×1.171 = 1.924
 = 0.904×21
 = 2.388
 鉄筋労工 : (1.174×1.825)×(1.174×1.825) = 8.667

沈下の地底版

コンクリート形成工(1.000) : 2.400×2.520 = 6.048
 基礎部分よりこの上(無断層部) : 2.400×2.520×1.08 = 6.582
 鉄筋労工 : 2.400×2.400 = 5.760

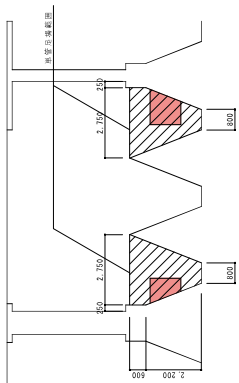
A-A'断面図



整流壁(流入部)ピット

鉄筋労工 : (1.100×1.200)×(1.100×1.200)×1.2 = 3.802
 + (1.100×1.200)×(1.030)×(1.200)×2.000×1.2 = 5.667
 = 9.469

A-A'断面図



整流壁(流入部)ピット

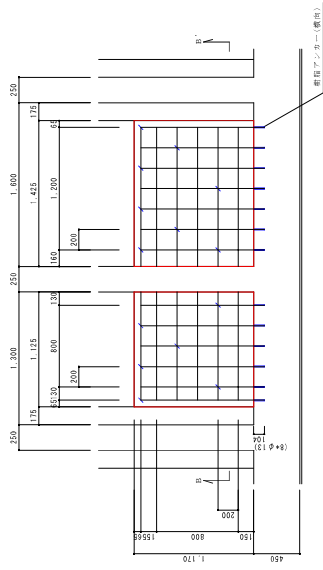
鉄筋労工 : (2.000×2.000)×(2.000×2.000)×1.2 = 19.200
 + (2.000×2.000)×(1.030)×(2.000)×2.000×1.2 = 16.507
 = 35.707

凡例	■	補正範囲
	▨	鉄筋労工範囲
	▩	単管吊り範囲

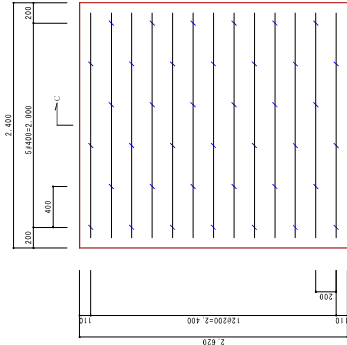
工事名	令和年度 第2回 茨城県の施設整備工事 (建設費削減)		
図番名	根拠図 耐震補強工事数量(1)		
発行日	令和 6年 4月 日		
欄 尺	—	図面番号	—
事業所	茨城県水防		
発行所	茨城県土木部水防課		

根拠図 耐震補強工事数量(2)

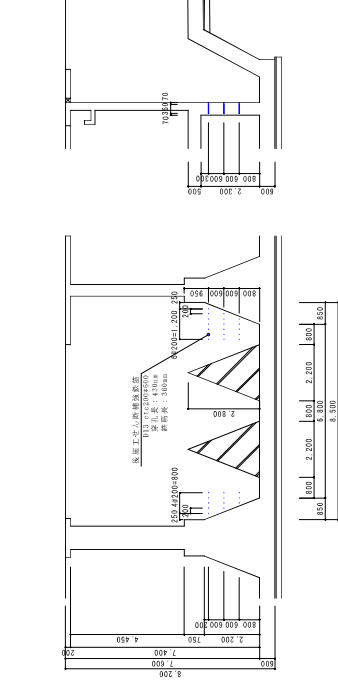
フロック形成池 平面図



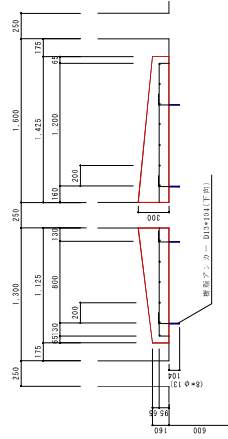
沈でん池 平面図



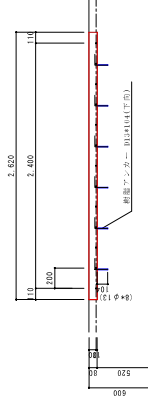
ビット部 断面図



B-B'断面図



C-C'断面図



整流壁(流入部)ビット

底層工事の単位数量は、(7+6×0)+(6+4×0) = 30本



フロック形成池底版

鋼筋アンカー(7本) : 4.98
 鋼筋アンカー(4本) : 4.97
 鋼筋工 : 1.1746 × 104
 鋼筋コンクリート工 : 1.1250 × 304 + 1.17 × 1.425 × 0.304 × 1.17
 = 11.1250 × 0.304 + 1.17 × 1.125 × 0.304 × 1.17 × 1.425 × 0.304 × 1.17
 = 0.3596 × 1.17
 = 0.4207

沈でん池底版

鋼筋アンカー(7本) : 1.3282
 鋼筋コンクリート工 : 3.4242 × 1046.08 = 0.3596 × 3.4242 × 1046.08
 = 0.3596 × 1171.17
 = 0.4207



工事名	令和年度 第2回 国土交通省の建設工事 （建設費削減）		
図番名	根拠図 耐震補強工事数量(2)		
発行日	令和 6年 4月 日		
欄 尺	—	図面番号	—
事業所	運輸庁		
発注者	長野県庁(国土交通課)委託業務課		

令和6年度

No. 2, No. 3 沈でん池防水塗装工事
(耐震補強含む)

仕 様 書

長野県上伊那広域水道用水企業団

第1章 共通仕様書

第1節 一般事項

1. 適用範囲

- 1) この仕様書は、長野県上伊那広域水道用水企業団（以下「甲」という）が発注する下記工事に適用するものとする。

令和6年度 No. 2, No. 3 沈でん池防水塗装工事（耐震補強含む）

- 2) この仕様書に定めのない事項は、

「公共建築工事標準仕様書 機械設備工事編（公共建築協会）」

「公共建築工事標準仕様書 電気設備工事編（公共建築協会）」

「水道工事標準仕様書（日本水道協会）」

で定めるものとする。

- 3) 施工期間（工期） 契約日から令和8年1月30日までの2カ年工事とする。

2. 関係法令等の遵守

- 1) 請負者（以下「乙」という）は、甲の建設工事請負契約書、建設業法、騒音規制法、労働基準法、職業安定法、労働者災害保険法、消防法及びその他の関係法令並びに関係官公庁の許可条件その他諸法令・法規を遵守し、乙の責任と費用負担において工事の円滑な進捗を図らなければならない。

- 2) 工事中、乙の不注意やその他の原因で作業員が死傷した場合は、その責任は一切、乙の負担とする。

3. 疑義の解釈

- 1) 本工事の設計図書に関する疑義は、入札前の質疑応答書をもって確かめておかなければならない。

- 2) 設計図書に疑義を生じた場合の解釈・本工事施工の細目については甲の解釈による。

- 3) 設計図書に明示されていない事項があるとき、又は内容に相互符合しない事項があるときは、協議を受け甲が定めるものとする。

ただし、明示されていないものであっても、当然必要と認められるものについては、甲の監督員（以下「監督員」という）の確認のもと乙の責任において施工しなければならない。

4. 書類の提出

乙は、指定の日までに甲の定める様式による書類を提出しなければならない。

また、承諾行為に類する図書については、設計図書に従い、十分に現場実測・関連工事との調整を行った上、監督員と協議し事前に承諾を得る資料を必要部数提出すること。

5. 関係官公署等に対する手続き

- 1) 工事施工のため必要な官公署、電力会社、NTTなどに対する手続き又は交渉を要する

ときは乙が遅滞なく行い、それら機関との連絡を保たなければならない。なお、これに要する費用は乙の負担とする。

2) 乙は、その都度状況を監督員に報告しなければならない。

6. 施設の保全

本工事は、責任施工とするもので乙の責に帰すべき施工中の事故損傷等が発生したとき、または既設構造物・機器等に汚染及び損傷等を与えたときは、乙は無償で甲の指定する期間内に補修又は交換しなければならない。

7. 準拠すべき図書・関連規程等の適用

業務は、原則として下記に掲げる図書・関連規程等に準拠して行うものとする。これら以外の図書に準拠する場合は、あらかじめ監督員の承諾を受けなければならない。

- 1) 労働安全衛生法
- 2) 日本工業規格 (JIS)
- 3) 日本水道協会規格 (JWWA)
- 4) 日本下水道協会規格 (JSWAS)
- 5) その他関連法令, 条例及び規格

8. 事前調査

乙は、工事着手に先立ち現地の状況、関連工事その他について綿密な調査を行い、十分実状把握の上、工事を施工しなければならない。

9. 技術員派遣

乙は、工事に当たり、機器据付、試運転等に必要な技術員及び特殊技術を要する作業には、熟練者を派遣してこれを行うものとする。

10. 設計変更

工事施工の結果、数量並びに材質に差異を生じた場合は請負率により設計変更を行うものとする。ただし、軽微なる変更についての設計変更は行わないものとする。

11. 打合せ会議

乙は、監督員が主催する工程、設計及び検査等の打合せ会議に必ず出席しなければならない。

12. 安全協議会

乙は、乙の下請負業者等と安全協議会を設置し、甲が参加する定期的な工事現場の巡視を行い、安全等を常に配慮すること。また、安全協議会には別途発注する更新工事等の施工業者、下請負業者が含まれる組織とする。

第2節 材料

1. 材料の規格

使用材料は全て日本水道協会規格（JWWA）、日本工業規格（JIS）等に適合しなければならない。

2. 使用材料の検査及び承諾

- 1) 工事用材料は、使用前に検査を受け合格したものでなければならない。ただし、設計書の材料費に記載されたものについては、正常な製品であることを確認できる書類を添付した承認図により検査に代えることができる。
- 2) 材料検査に際して、乙はこれに立ち会わなければならない。立ち会わないときは、乙は検査にたいし異議を申し立てることが出来ない。
- 3) 検査及び試験のため使用に耐えられなくなったものは所定数量に算入しないものとする。
- 4) 材料検査に合格したものであっても、使用時になって損傷変質したときは新品と交換し再び検査を受けなければならない。
- 5) 一旦納入し監督員の承諾を得た資材は、監督員の許可なくして場外に持ち出してはならない。

3. 材料の数量

設計書に明示した材料の数量は参考とし、数量に変更が生じた場合は監督員と協議の上、必要により設計変更の対象とする。なお、乙の起因による変更、または既設機器と異なる製作者を選定した場合で、それにかかる材料の変更、および複合工費等にかかる費用については設計変更の対象としない。

第3節 工事施工

1. 一般事項

乙は、常に工事の進捗状況について注意し、予定の工事工程と比較検討して工事の円滑な進行を図らなければならない。

2. 写真撮影

- 1) 乙は、監督員の指示に従い、工程順に整理編集した上で提出しなければならない。
- 2) 工事写真は次の事項を撮影すること。
 - (1) 工事着手前と完成後の現地状況の記録（同位置で撮影）
 - (2) 工事の施工中の記録
 - (3) 工事完成後、外面から明視できない材料及び出来形寸法等の記録
 - (4) 品質特性値（強度・密度）を、試験機器で測定している試験実施状況の記録
 - (5) 工事の施工を、設計図書に基づいて施工していることを証明する施工状況の記録
 - (6) 工事の施工に伴って、第三者に与えた被害又は損害の状況の記録
 - (7) 工事の施工中に発生した災害等による災害状況と災害規模の記録

3) 工事写真には、工事名、工事箇所、請負業者名及び写真の撮影内容を記載した銘板を使用し撮影すること。

3. 特許権の使用

工事の施工に当たり、特許権その他第三者の権利の対象となっている施工方法を使用するときは、乙はその使用に関する一切の責任を負わなければならない。

4. 仮設物

- 1) 乙は、工事施工に必要な現場事務所、材料置場の仮設物を設ける場合は設置位置、概要、その他について監督員と協議し承諾を受けなければならない。
- 2) 火気を使用する場所、引火性材料の貯蔵所などは、建築物及び仮設物から隔離した場所を選定し、関係法規の定めるところに従い防火構造又は不燃材料などで覆い消火器を設けること。
- 3) 工事中足場等を設ける場合は堅牢かつ安全に設け、常に安全維持に注意すること。
- 4) 前記各項の仮設物などに要する一切の費用は、乙の負担とする。

5. 軽微な変更

- 1) 本工事施工中構造物、機械設備等の関係で発生する機器の内部構成、配置変更、配線系路変更等の軽微なる変更は、承諾函を提出し監督員に説明の上、承諾を得て乙の責任において行わなければならない。ただし、この場合においては、請負金額の増減は行わないものとする。
- 2) 仕様書に記載されている機器等の仕様を変更する場合は、監督員に変更理由及び性能等の資料を提出し、承認を得た場合のみ使用することができる。

6. 他工事との取り合いと工程について

乙は、既契約の施設更新、耐震補強工事等との取り合いについては、連絡を密にして互いに協力し、施工上支障の無いよう十分事前に確認し、必要ならば監督員と協議を行わなければならない。

また、工程については、甲が想定した全体工程を基本とし、甲側の工事受入体制等を十分確認して提出すること。（特にNo.2沈でん池施工→No.3沈でん池施工の順番等甲側で検討し内部調整してある内容を確認すること。）

7. 既存施設との取り合い

本工事の承諾函作成及び工事施工時には、土木、建築、機械、電気の既存施設を十分調査し、完成後運転操作に支障を来すことのないよう十分配慮して工事を進めなければならない。

また、実際の工事において既設機器の改造または移設等を行う場合は、本工事範囲内の機器はもちろん本工事以外の機器についても損傷を与えてはならない。また、既設ケーブルについても同様に損傷を与えてはならない。

8. 停電作業

本工事は無停電で行わなければならない。ただし、停電作業をやむなく行わなければならない場合は事前に甲に申請の上、時期・手法等十分な協議を行い、甲の監督員に詳細な工事工程表を提出して承諾を得ること。

9. 他工事との関連

乙は、互いに工事工程の連絡を密にして停電作業がある場合は可能な限り同時に行うよう調整を取らなければならない。また、相互関連する工事箇所については本仕様書に記載する工事区分以外のものであっても、互いに打合せを行い、全体として完全な工事としなければならない。

10. 工事現場発生品及び建設副産物

- 1) 乙は、工事施工によって生じた工事発生品について、工事発生品の調書を作成し、設計図書、又は甲の監督員の指示する場所で甲の監督員に引き渡さなければならない。
- 2) 乙は、産業廃棄物が搬出される工事にあたっては、建設発生土は搬出伝票、産業廃棄物は最終処分が終了した旨が記載された廃棄物管理票（マニフェスト）の写しにより、適正に処理されていることを確認するとともにその写しを監督員に提出しなければならない。また、乙は、最終処分が終了した旨が記載された廃棄物管理票の写しの送付を受けないときは、速やかに状況を把握するとともに、適正な借置を講じなければならない。
- 3) 発生品のうち、設計図書により再生資源の利用を図ると指定されたものは、分別を行い、所定の再資源化施設等に搬入を行った後、調書を甲の監督員に提出しなければならない。
- 4) 乙は、建設副産物適正処理推進要綱（建設事務次官通達、平成5年1月12日）、再生資源の利用の促進について（建設大臣官房技術審議官通達、平成3年10月25日）を遵守して、建設副産物の適正な処理及び再生資源の活用を図らなければならない。

11. 工사용電力及び用水

本工事及び検査に使用する電気、用水の各設備は、監督員に事前申請し、時期・手法等十分な協議を行い、承諾を得た後、甲の施設を使用することができる。その際に発生した費用については乙の負担とする。

12. 安全衛生管理

乙は、据付け及び建設工事に従事する工事者の安全と健康を確保し、全工事を期限内に無事故で完成する方針の基に安全衛生管理を推進すること。推進に当たっては労働基準法、労働安全衛生法、その他関係規則等を遵守し、甲の指導方針に従い、作業のすべてに安全が十分に活かされるよう最善を尽くすこと。また、安全衛生管理組織表を提示の上、作業員に周知徹底を行い、安全な作業を実施すること。

また、箕輪浄水場において6ヶ月以上工事に従事する工事者は、水道法により、赤痢、腸チフス、パラチフス、コレラ、0-157等の保菌者の有無を定期・臨時に検便検査すること。

上記について甲にその都度報告すること。また、その一切の責任を乙が負うものとする。

13. 工事カルテ作成、登録

乙は、受注時または変更時において工事請負代金額が 500 万円以上の工事について工事実績情報サービス (CORINS) に基づき、受注・変更・完成・訂正時に工事実績情報として「工事カルテ」を作成し監督員の確認を受けた上、受注時は、契約後、土曜日、日曜日、祝日等を除き 10 日以内に、登録内容の変更時は変更があった日から土曜日、日曜日、祝日等を除き 10 日以内に、完成時は工事完成後 10 日以内に、訂正時は、適宜登録機関に登録申請しなければならない。(ただし、工事請負代金額 500 万円以上 2,500 万円未満の工事については、受注・訂正時のみ登録するものとする。) また登録機関発行の「工事カルテ受領書」が届いた場合は、その写しを直ちに監督員に提出しなければならない。なお変更時と完成時の間が 10 日間に満たない場合は、変更時の提出を省略できるものとする。

14. 下請負

乙は、その受注した工事を一括して下請負に付してはならない。また、下請負業者に関する責任の一切を負い、次の要件を満すことを乙にて確認しなければならない。

- 1) 乙が工事の施工に対し、総合的に企画、指導及び調整すること。
- 2) 下請負業者は当該下請工事の施工能力を有すること。
- 3) 下請負契約を締結する際は、用水受水市町村 (伊那市、駒ヶ根市、箕輪町、南箕輪村、宮田村) の下請負業者とするよう努めること。
- 4) 工事前資材の調達にあたっては、用水受水市町村 (伊那市、駒ヶ根市、箕輪町、南箕輪村、宮田村) の取扱い業者から購入するよう努めること。また、グリーン購入推進に努めること。

乙は、工事を施工するために締結した下請契約の請負代金 (当該下請契約が 2 以上あるときは、それらの請負代金の総額) が、建築一式工事にあつては 4,500 万円以上、建築一式以外の工事にあつては 3,000 万円以上となるときは、施工体制台帳を作成し、工事現場に備え置くとともに、甲に別に様式を定める下請負人通知書により下請けの状況を報告しなければならない。また、下請契約の請負代金が 3,000 万円未満の工事であっても、発注者から下請人の状況について報告を求められたときは、その状況を文書で報告しなければならない。

15. 製作者の選定

本工事における材料は十分な実績と信頼性を求める必要があることから、製作者の選定に当たっては十分吟味すること。その上で製作者リストを作成し、監督員に提出し許可を得ること。

16. 施工の点検及び立会い

- 1) 施工後に検査が不可能もしくは、困難な工事、又は調査を要する場合で監督員の指示するものは監督員の立会いを受けること。
- 2) 各工事は、それぞれの工程において監督員の点検を受けるものとする。

17. 荷造り及び輸送

荷造りは厳重に施し、防湿を完全に行い、天地無用の品にはその旨を明記し、適当なる転倒防止の方法を講じるものとする。

18. 障害物件の取扱い

工事中、障害物件の取扱い及び取壊しの処置については、監督員の指示又は承諾を受けるものとする。

19. 工事対象物の管理業務

工事が完成し、引渡し完了まで工事対象物の保管責任は乙とする。

20. 部分引き渡し

工事が長期間になるため、また、浄水機能等の復旧を適宜行うため、乙は施工した対象物の一部について甲に段階的に部分引き渡しができるものとする。ただし、復旧後、通常運転中に施工による不都合が発生した場合は、乙の負担において直ちに復旧策を講じること。また、第7節の保証期間には、この部分引き渡しからしゅん工までの期間は含めないものとする。

第4節 検査

1. 工事の施工に伴い、次のとおり検査を行う。

- (1) 搬入検査
- (2) 出来形確認（部分払を請求する場合）
- (3) 施工確認
- (4) しゅん工検査

2. 搬入検査は、工事に使用する機器、工具、材料について、仕様、品質、数量等について監督員が行う検査である。

3. 出来形確認は、乙が部分払の請求しようとするとき、出来形確認申請書（出来形の確認の出来る写真、出来形展開図、出来形の内訳書、その他必要な書類を添付する）の提出を受けて、甲が工事の出来形を検査及び確認する。

4. 施工確認は、工事の進捗に従って甲担当監督員が行う検査である。また、工事施工完了に伴う施工確認（下検査）は、工事最終工程終了時に全般にわたり施工状況を確認する。

部分引き渡しを行う場合であって、施工確認が最終工事完了前になる場合は、その旨を甲担当監督員と協議すること。

5. しゅん工検査は、工事完成後、しゅん工届が受理された日から起算して14日以内に甲検査員が実施する。検査内容については、設備の機能、施工状態等の検査及び設計図書、各種試

験成績書等に基づく仕様、性能の確認検査並びに工事写真、各種試験成績書、施工協議書、完成図書等の書類検査を行う。

なお、完成検査時に、検査対象機器の実運転試験が行えない場合は、実運転可能な時期に、甲の指示により再度立ち会い、機器の実運転試験を行わなければならない。

第5節 提出書類等

1. 工事に必要な提出書類は次のとおりとし、提出先は、甲担当監督員とする。

(1) から (4) までの書類は、契約締結後の日の翌日から起算して 10 日以内に提出すること。

- | | |
|-----------------------|------------------------------|
| (1) 着手届 | 1 部 |
| (2) 現場代理人及び主任技術者等の通知 | 1 部 |
| (3) 現場代理人及び主任技術者等の経歴書 | 1 部 |
| (4) 工事工程表 (概要版) | 1 部 |
| (5) 工事工程表 (詳細版) | 1 部 (施工段階工事工程表で必要に応じて着手前に提出) |
| (6) 施工計画書 | 1 部 (現場工事着工前まで) |
| (7) 施工協議書 | 1 部 (必要に応じて、提出物毎に添付) |
| (8) 施工図・承諾図 | 2 部 (仕様決定後速やかに) |
| (9) 塗料成績表 | 1 部 (同上) |
| (10) 出荷証明書 | 1 部 (同上) |
| (11) 施工体制台帳 | 1 部 |
| (12) 施工体系図 | 1 部 |
| (13) 下請負一覧表 | 1 部 (必要に応じて) |
| (14) 出来形確認申請書 | 1 部 (必要に応じて) |
| (15) 工期延長申請書 | 1 部 (必要に応じて) |
| (16) しゅん工届 | 1 部 |
| (17) 完成図書 | 1 部 |

2. 完成図書の記載事項は次のとおりとする。

- (1) 工事記録・実施工程表
- (2) 施工計画書
- (3) 施工協議書
- (4) 施工図・承諾図
- (5) 図面
- (6) 塗料の成績表、出荷証明書等
- (7) 施工体制台帳・施工体系図
- (8) 工事写真
- (9) 電子データCD (保存内容は甲監督員指示のとおり)
- (10) その他必要な書類

第6節 しゅん工に伴う清掃等

乙は工事竣工後速やかに、不要材料及び仮設物を処分若しくは撤去し、関連部所の清掃、ゴミの搬出を行ったのち、しゅん工検査、引渡しにのぞむこととする。

第7節 保証期間

保証期間は、しゅん工検査合格日を起算日として、その後2年間とする。

万一、保証期間中に原因が乙の責任である事故が発生した場合は、乙は無償で直ちに甲の指定する期間中に改造補修又は新品との交換を行わなければならない。

また、保証期間以降であっても当然乙の責任に帰する施工及び製作不良が明らかとなった場合は、乙は誠意をもってその修繕又は新品と交換しなければならない。

特記仕様書

目次

第一章 総 則

第二章 工事一般

第三章 他工事について

第四章 損害補償

第一章 総 則

第1条 適用範囲

本特記仕様書は、長野県上伊那広域水道用水企業団が発注する「令和6年度 No.2, No.3 沈でん池防水塗装工事（耐震補強含む）」に適用する。本工事の施工にあたっては、別に定める「長野県土木工事共通仕様書」に従うこととし、本特記仕様書は共通仕様書に優先するものとする。

第2条 工事内容

目 的

No.2・No.3 沈でん池の防水塗装工事及び耐震補強工事を施工するものである。

工事場所

長野県上伊那郡箕輪町大字中箕輪 2134-32 箕輪浄水場内 薬品沈でん池

工事期間

契約日～令和8年1月30日までの2カ年工事

工事範囲

No.2・No.3 沈でん池防水塗装工事及び耐震補強工事

工事数量

別添設計書数量による。

第3条 施工計画

請負者は、設計図書・仕様書等を十分理解し、工事着手前には踏査・予備調査を行い周辺の環境・地下水・既設構造物等の状況を的確に把握し、それに基づいて綿密な施工計画を立て、工事着手前に監督員と協議し承諾を得なければならない。

第4条 設計図書

設計図書及び仕様書に明記されていないものがある場合は、監督員と協議して定めるものとする。その場合は、打ち合わせ簿等を提出すること。ただし、軽微なものについては、監督員の指示に従うこと。

第5条 施工方法の変更

請負者は施工方法が現場状況に不相当と思われる場合には、臨機の処置をとり監督員と協議して、遅滞なくその変更計画書を提出しなければならない。

第6条 現場代理人

請負者は本工事施工上の技術経験を有する優秀な現場代理人を現場に常駐させて現場に関する一切の責任を持たせて処理しなければならない。

第7条 工程管理

請負者は、工程を把握し絶えず計画工程と作業の実績を対照し工事が円滑に進むよう実施しなければならない。なお、提出した工程どおり工事進捗の見込みがないと監督員が認め、機器・労務等の増設を指示した場合には速やかに指示に従うこと。

第8条 安全衛生管理

施工にあたっては、建設工事公衆災害防止対策要綱、その他の関係諸法規を遵守し、作業の全確保のため所要の設備を設けるとともに、作業に対して安全教育ならびに健康指導を行う等、常に安全衛生管理に努めなければならない。

第9条 安全教育・研修訓練等に関する施工計画書の作成

施工に先立ち作成する施工計画書に、本工事の内容に応じた安全教育・研修訓練等の具体的な計画を作成し、監督員に提出するものとする。また、安全教育訓練等の実施状況を工事報告に(工事月報)に記録し報告するものとする。

第10条 工事現場の管理

工事現場の管理は、関係諸法規に従い、労務者・その他出入者の監督・風紀衛生の取り締まり、ならびに火災盗難・その他事故防止に十分注意しなければならない。施設使用施工については、管理者との協議又は管理者の指示により進めるものとする。又降雨等に対し、請負者は現地の状況をよく把握し、これに対処できる諸設備の構造・配置を図ると共に、常に気象情報等に注意を払い、昼夜に関わらず、本工事の施設ならびに本工事に起因する第三者への支障を与えないよう人員・資材等を準備し対処しなければならない。

第11条 使用材料の承諾

本工事にて使用する材料は、すべて発注者の承諾を受けたのち使用すること。

なお、使用材料の納入伝票及び使用量を明確に整理し、監督員が提出を求めた場合速やかに提出すること。

第12条 観測、測定、工事記録

施工をするにあたっては観測、測定、工事記録を詳細に取り監督員の指示に従って図書の提出をすること。

- ①既設構造物の劣化状況
- ②使用材料の管理
- ③対象構造物の欠陥部前処理
- ④使用材の厚さ測定記録
- ⑤工事日誌
- ⑥その他

第13条 協議・打ち合わせ

本仕様書・設計図書に明記していないものでも、本工事の完成上当然必要で軽微なものについては、異議なく請負者の負担において実施しなければならない。なお、本

仕様書・設計図書等に疑義が発生し、監督員と協議・打ち合わせを行う場合は、施工協議書を提出する。

第 14 条 品質管理等

「長野県土木工事共通仕様書」に定める基準数量以下の品質管理等については、監督員と協議の上、決定するものとする。

第 15 条 産業廃棄物の処理

産業廃棄物については、「産業廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づき適正な処理をすること。なお、処理に先立ち産業廃棄物処理承諾願を提出する。

第 16 条 その他

各種機器・材料で合格または承認されたものであっても、使用時において監督員が不適と認めたものについては、使用してはならない。

本工事に下請け業者を使う場合は部分下請業者承認願を提出すること。

第二章 工事一般

第1節 一般事項

第1条 施工計画

請負者は施工に先立ち、現場環境を入念に調査し、最も現場状況に適した方法により施工しなければならない。

第2条 既設物(施設機械・電気・構造物)

既設物(施設機械・電気・構造物)に近接する作業については、予め位置の確認を行った後、これらに支障を与えないように細心の注意をはらい作業を行うこと。

なお、緊急時の措置方法についてはこれらの所有者(管理者)の指示が優先することがある。

第3条 品質管理

本工事に使用する主要材料は、所定の試験・検査を行い、その品質形状・寸法強度等が示方に適合することを確認し使用する。又、材料の変質の恐れがある場合、その品質に留意しなければならない。なお、施工場所の状況などにより必要がないと認められた場合は監督員の確認を得て省略することができる。

第4条 作業管理

施工にあたっては常に現場環境の変位、既設施設等への影響等に注意し調査測定を行いながら慎重に作業を進め、工事が示方に従って完成するよう管理に努めなければならない。

第5条 作業の占用

本工事の施工箇所は上水道施設であり、各々の作業・使用機械・配置などについて占用面積を極力小さくし、ほかの施設への影響がないよう配置計画を十分考慮して施工計画をたて施工すること。

第6条 産業廃棄物の処理

産業廃棄物の処理については、処理先は施工計画書に明記し産業廃棄物管理表(マニフェスト)により適正に処理されているか確認するとともに監督員にそれぞれの写しを提出しなければならない。

第7条 材料の搬入・搬出

使用材料の搬入・搬出については、現地の地理を十分理解し関係各所と協議を行い、交通事故の無いよう、交通傷害を起こさないよう努めると共に、使用材料を破損させないように努める。

第8条 排水処理

工事に伴い発生する汚濁水については、公共用水域等の水質汚濁の防止と共に既設施設に影響を及ぼさぬよう関連法規を遵守し、適切な対策を講じなければならない。なお、処理方法については監督員の承諾を得るものとする。

第9条 保全

作業期間中の場内出入門扉の施錠は、請負者の責において管理するものとする。

第10条 竣工時提出書類

請負者は、工事完了後速やかに「長野県土木工事共通仕様書」に規定する書類の提出をする。

第2節 下地処理工事

第11条 下地処理工

- 1) 下地処理材及び施工方法については、設計図書及び監督職員の指示によらなければならない。
- 2) チッピングにより、表面を目荒らしすると共に、エフロレッセンス、ジャンカ、剥落等の劣化部分については、それらを丁寧に除去しなければならない。
- 3) コンクリート劣化箇所に対する対処方法は、必ず監督職員の承諾の検査を得るものとする。
- 4) この特記仕様書に定めていない事項については、JWWA K 143 の付属書2(規定)(下地コンクリート表面の補修方法及び前処理)に規定された方法に準じて処理し健全な状態にしなければならない。

第3節 コンクリート工事

第12条 コンクリートの品質

- 1) 本工事に使用するコンクリートは高炉セメントB種を用い、JIS A 5308によらなければならない。また、コンクリートの品質は次の通りとする。

①鉄筋コンクリート

設計基準強度	24N/mm ²
スランプ	12±2.5cm
粗骨材最大寸法	20～25mm

②無筋コンクリート

設計基準強度	18N/mm ²
スランプ	12±2.5cm
粗骨材最大寸法	40mm

- 2) 工事開始前に、上記品質に応じた配合表(計算書を含む)を作成し、試験練りを行わない、材令 7 日・28 日強度試験を含めた品質を確認すること。
- 3) 工事施工中は、必要に応じて JIS に定められた方法により次の試験を行うこと。

試験項目	回数	備考
スランプ試験	打設毎及び 150m ³ 毎	
空気量試験	〃	
圧縮強度試験	〃	材令 7 日・28 日
塩化物含有量試験	1 日 1 回	
その他	監督職員の指示による	アルカリ骨材反応試験等

第 13 条 コンクリート打設

- 1) 施工計画書を作成し、監督職員の承認を得たのちに行なわなければならない。
- 2) ポンプ打設の場合は「コンクリートのポンプ施工指針(案)」に従って行なわなければならない。
- 3) 底版、側壁は 1 回で打設することを原則とするが、打継目を設ける場合は水平継目とする。

第 14 条 養生

- 1) コンクリートは打ち込み後、硬化に必要な湿度及び湿潤状態に保ち、有害な作用の影響を受けないよう養生をしなければならない。

第 4 節 鉄筋工事

第 15 条 鉄筋の品質

本工事に使用する鉄筋は、JIS G 3112 による、SD345 とする。

第 16 条 鉄筋の加工

鉄筋は、設計で定められた正しい寸法及び形状に、常温で加工しなければならない。

第 17 条 鉄筋の組立

- 1) 鉄筋は、設計図に示された位置に配置して、コンクリート打設時に動くことがないよう十分堅固に組立なければならない。
- 2) 鉄筋の組立が終わった後、コンクリート打設前に必ず監督職員の検査を受けなければならない。
- 3) 鉄筋の継手は原則として重ね継手とし、重ね合わせ長さはコンクリート標準示方書に準ずること。

第 18 条 樹脂アンカーの施工

- 1) 鉄筋は、下地処理工の後、鉄筋探査工にて埋設鉄筋の位置をマーキングすること。

- 2) 定着長は 8d とし、接着には樹脂系アンカーを使用する。

第 5 節 型枠・型枠支保工

第 19 条 設計

- 1) 型枠・型枠支保工は施工計画に基づき各荷重を考えて設計し、監督職員に提出しなければならない。又、関連法規に抵触する場合は、その手続きを行わなければならない。
- 2) 荷重は鉛直方向、横方向、コンクリートの側厚及び荷重を考慮しなければならない。

第 20 条 材料

- 1) 鋼製又は木製とし、JIS 及び JAS に定める規格材、又は同等品以上の物を用いなければならない。
- 2) 許容応力度は、労働安全衛生規則による。

第 21 条 施工

- 1) 型枠は設計図に示されたコンクリート部材の位置、形状及び寸法に正しく一致させ、堅固で、荷重・乾湿・振動機の影響によって狂いの生じないものとしなければならない。
- 2) 型枠の材料は主として木製を使用し、躯体工事の場合、円形を形づける構造としなければならない。締付けは棒鋼を用いることを原則とし型枠取り外し後、コンクリート表面より 1.5 cm 以下に残してはならない。又、木コン跡はモルタルにて充填すること。
- 3) 躯体出隅部分は 2.0 cm 程度の面取りを行うこと。

第 22 条 取外し

型枠・型枠支保工は、コンクリートがその自重及びその施工中に加わる荷重を受けるのに必要な強度に達するまでにこれを取外してはならない。

第 6 節 コンクリート補修工事

第 23 条 ひび割れ補修工（伸縮目地修繕含む）

- 1) 下地処理を施工後、コンクリート表面のひび割れを調査し、ひび割れ幅が 0.3mm を超える箇所について補修を行う。
- 2) 補修はひび割れに対して樹脂を注入する工法にて行うものとする。
- 3) 補修に用いる材料は、浸出試験により水質基準を満足するものでなければならない。使用の際には監督員の承認を得なければならない。

7 節 付帯工事

第 24 条 施工

本工事により、取り替え又は仮撤去をする付帯設備は、設計図通り又は仮撤去前と同様に据付けるものとし、監督職員の承認を得なければならない。本工事は可能なかぎり施設運用に支障のないように行わなければならない。

第 8 節 防水塗装工事

第 25 条 高圧水洗工法

塗膜および下地劣化部の除去を目的とし、加圧力 30～50Mpa 以上の洗浄を行うものとする。但し、現状の劣化度合いが仕様と異なると判断された場合は、発注者と協議すること。

第 26 条 汚泥処分

サンダーおよび高圧水洗工法によって排出される汚泥量（産廃処分）は、塗布面積×塗装厚分の数量を見込んでいる。但し、現状の劣化度合いが仕様と異なると判断された場合は、発注者と協議すること。

第 27 条 断面修復

塗膜及び下地劣化部除去後の断面はポリマーセメントモルタルにて修復するものとする。なお、数量は塗装面積の 3%程度を見込んでいる。

第 28 条 防水塗装

塗装する材料仕様は JWVA K 143 に適合するものとする。なお、最小塗装厚さは 5mm 以上とする。

第 9 節 その他

第 29 条 場内片付け

本工事は、上水道施設内での施工のため施工上必要とされる使用材料・機器は請負者の責により管理を行い、工事完了後速やかに場外へ搬出するものとする。

第三章 他工事について

第1条 関連する他工事の概要

本工事に関連し、調整の必要な工事の概要は以下のとおりである。

工 事 名：令和5年度沈でん池搔寄機更新工事（既契約）
 工 期：令和5年6月30日 ～ 令和9年3月24日の4カ年工事
 工事箇所：上伊那郡箕輪町中箕輪 2134-32 箕輪浄水場内 薬品沈でん池
 工事範囲：No. 1～4 薬品沈でん池 搔寄機
 工事概要：既存搔寄機の撤去、新規搔寄機の据付、操作盤等電気設備の更新
 施 工 順：No. 2号池→No. 3号池→No. 4号池→No. 1号池の順に施工

第2条 他工事との日程調整

想定している工程は以下の工程表のとおり、No. 2号池・No. 3号池それぞれ既設搔寄機の撤去を行い、本工事の耐震補強工事・塗装工事等を施工した後に、新規搔寄機の据付を行う予定である。各工程、連絡を密にして互いに協力し、施工上支障の無いよう十分事前に確認し、必要な協議を監督員と行うこと。

工 程 表

	搔寄機 撤去	耐震 工事	塗装 工事	搔寄機 据付	搔寄機 撤去	耐震 工事	塗装 工事	搔寄機 据付	搔寄機 撤去
	他工事	本工事		他工事	他工事	本工事		他工事	他工事
No. 1									
No. 2	R6. 8	R6. 9～R6. 11		R6. 12					
No. 3					R7. 3	R7. 4～R7. 6		R7. 7	
No. 4									

第四章 損害補償

第1条 調査

請負者は、既設施設の機械・構造物等への損害補償が生じないよう万全を期すること。

第2条 損害調査

請負者は、被害が発生した場合、被害の拡大を防止すると共に関係機関に連絡をし、請負者の負担で被害調査を行うものとする。

第3条 負担

被害が発生した場合、その原因が明らかに請負者の責による場合は、請負者で負担するものとする。なお、原因が不明な場合は協議するものとする。

第4条 保証

保証期間中に生じた請負者の施工、材料及び不良に起因する被害が発生した場合には、請負者の負担で速やかに補修、改造を行い、復旧しなければならない。但し、不可抗力あるいは天災等による被害の場合はこのかぎりではない。